

# 官報 号外 平成十年四月七日

## ○第百四十二回 衆議院会議録 第二十六号

平成十年四月七日(火曜日)

議事日程 第十五号

平成十年四月七日

午後一時開議

第一 平成十四年ワールドカップサッカーワールド大会特別措置法案(内閣提出)

第一 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、石井一君外三名提出)

第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、内閣提出)

第五 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(内閣提出)

第六 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 平成十四年ワールドカップサッカーワールド大会特別措置法案(内閣提出)

日程第二 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、石井一君外三名提出)

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま  
す。

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、平成十四年ワールドカップサッカーワールド大会特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長高橋一郎君。

月一日町村文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月三日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

別引き出し権に相当する金額に引き上げる等、所要の改正を行うものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る三日松永大臣から提案理由の説明を聽取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。

次いで、採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上、御報告申上す。(大臣)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

### 日程第三 公職選舉法の一部を改正する法律

## 日程第四 公職選舉法の一部を改正する法律 案(第百四十回国会、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 田程第三、石井一君外  
名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、田  
程第四、内閣提出、公職選挙法の一部を改正す  
る法律案

法律案、右両案を一括して議題といたします。  
委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に關

公職選挙法の一部を改正する法律案(第一百四十四回国)

公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十四回)  
令第五条(候補者三名提出)及び同規定

〔本号末尾に掲載〕

葉梨信行君登壇

○葉梨信行君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特

会、石井一君外三名提出)、公職選挙法の一部を改正

—

なお、これらの選挙人が一時帰国等により国内にいる場合には、不在者投票に準じた方法によ

り、国内において投票を行うことができる」とと  
いたしております。

在外投票についてであります。

第三十九回 未だ歸らぬ國の裏事情  
名簿に基づき、在外投票に準じた方法により、国外において投票を行うことができる」といたし

ております。  
第四に、在外投票の対象とする選挙についてで  
あります。

衆議院小選挙区選出議員または參議院選挙区選出議員の補欠選挙については、当分の間、在外投

票を行なうこといたしておけます  
次に、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する  
法律案について、その主な内容を申し上げます。

第一に、在外選挙人名簿の登録についてであります。

を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き二ヶ月以上住所を有するものであつて、将来国内に住所

を定める意思を有すると認められるものは、領事官を経由して、最終住所地の市町村の選舉管理委員会に、その者がいずれの市町村の住民基本台帳

にも記録されたことがない者等である場合には本籍地の市町村の選舉管理委員会に、在外選舉人名簿(あざなふ)の印(いん)をもつて、この

登録の申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録されています。また、市町村の選挙管理委員会は、

簿に登録される資格を有する者である場合には、その者を在外選挙人名簿に登録するとともに、在外選挙人証を交付することといたします。

第二に、在外投票についてであります。

院議員または参議院議員の選挙において投票しようとするとするものは、衆議院議員または参議院議員の

官 報 (号 外)

次いで、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案が、自由民主党及び社会民主党・市民連合から提出され、その趣旨の説明を聴取いたしました。修正案の内容は、在外選挙人名簿の被登録資格について、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限るとの要件を削ること等であります。

んか

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、特許法等の一部を改正する法律案は、独創的な技術開発の成果に対する迅速かつ十分な保護の要請に対処するとともに、工業所有権制度の国際的調和を図るため、特許法等の工業所有権関係法律について、第一に損害額の算定方式の見直し、第二に創造的デザインの保護強化、第三に電子手続の拡大、加えて特許料の引き下げる旨

内閣総理大臣の発言

内閣総理大臣から、アジア(アジア・欧洲会合(ASE

アユース会合(ASEM)に関する報告について発言を認められております。これを許します。内閣総

理大臣橋本龍太郎君。

に私が、閣僚会合に小淵外務大臣が出席しました。

「昨年のバンコクの第一回会合が、アジアと歐州の首脳が一堂に会したこと自体が画期的であつ

たのに対し、今回の第二回会合は、幾つかのアジアの主要国が経済金融危機に直面し、欧州は一つ

の通貨の導入を間近に控えた時期に開催されました。会合における議論では、これらの問題につき

各国首脳と率直な意見交換を行い、相互の理解を深め、信頼を高めることができ、有意義であった

と考えております。

アジア経済情勢については、首脳間でアジア諸国が市場の信認を回復するための構造調整措置を断行

する決意を表明したこと歓迎することも、アジアの危機という状況のもとでも、保護主義を排

除し、貿易・投資の自由化を一層推進することの重要性について共通の認識が得られ、議長声明と

は別建ての声明が発出されました。歐州側からも、この問題にみずから問題として取り組んで

す。いくとの意図が確認された意味は大きいと思いま  
す。また、政治対話として、アジアと歐州が共通の  
関心を有する朝鮮半島、ボスニア・コソボ情勢、

じようとするものであります。

田 大学等における技術に

カンボジア等の国際・地域情勢についても忌憚のない意見交換が行われました。

ASEMの新規参加問題については、一〇〇〇年にソウルで開催される第三回首脳会合に向け、今後、外務大臣会合及び高級実務者会合において議論を進めていくこととなりました。

小渕外務大臣の出席した閣僚会合では、アジア金融経済危機及びカンボジア情勢、環境など広範囲な政治情勢や地球規模問題について自由な意見交換が行われました。

以上、今回のASEMは、アジア経済情勢という現下の重要な課題について、アジア、欧州が一致して取り組む決意を国際社会全体に示すとともに、政治対話について、前回会合に比べ一層広範なテーマについて、より掘り下げた議論を行うことができました。

我が国としては、アジアに属し欧州との関係も深いとの立場から、またタイとともにアジア側の調整国の一つとして会議の成功に向け積極的な努力を行いました。このようにして、今次会合は経済、政治、文化・人的交流という各方面において、アジア、欧州間の対話と協力を深めるというASEMの目的にかんがみ、極めて建設的かつ有意義な会議であるとともに、我が国としても所期の目的を達成することができたと考えております。

また、今次ASEMの機会に、韓国、中国、英國、フランス、スペインの首脳と二国間で会談する機会を得、忌憚のない意見交換を通じ、これらの人々と一層の友好関係を深めることができたことをあわせ御報告申し上げます。(拍手)

【安倍晋三君登壇】  
私は、自由民主党を代表いたしまして、アジア欧州会合報告について、橋本総理と小渕外務大臣に質問をいたします。  
九六年に開かれた第一回のASEM首脳会合は、アジアと欧州の首脳が一堂に会することそれ自体が成果であると言えます。また、当時、アジアは年平均八%の成長を続けており、東アジアの奇跡と称されるほど、アジア経済の活力に対する欧州側の期待が高かったと記憶をいたしております。翻って、今回の一回目会合は、昨年夏のタイでの通貨危機に端を発するアジアの経済危機の中で開かれたわけあります。まさにASEMの存在意義が問われる会合であつたと思思います。このようなかで、我が国は、ASEMのアジア側の調整国として極めて重要な役割を果たし得たと思思います。そしてまた、総理のリーダーシップにより、アジア経済の今後の方向性について前向きなメッセージを出すことができたということは私には大変大きな成果であったと思いますが、今次会合の具体的な成果について総理にお伺いをしたいと思います。

現在、我が国自体が経済的困難を抱えていることはいえ、アジア諸国が、現下のアジア経済危機において我が国に大きな期待を寄せていることも事実であります。こうした期待にこたえ、アジア経済復活のために、我が国は種々のアジア諸国に対する支援策を決定いたしましたが、各国の反応は果たしてどうであったか、総理にお伺いをいたしました。

また、橋本総理は、我が国の総合経済対策を初めてする一連の経済・景気対策について説明をされ、また、各國から強い関心と期待が示されたと伺っております。これを踏まえ、総理は、今後の五月のG8サミットに至る一連の重要な国際会議において、今後どのように我が国の経済対策について説明をしていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

【内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇】  
私は、世銀、アジア開発銀行の日本特別基金を通じるアジア諸国の金融セクター改革支援を柱とする我が国との協力強化、ASEM信託基金の設立に賛意が示されましたほか、アジア地域にハイレベルのビジネスミッションを派遣することによって、首脳間で忌憚ない政治対話を実現したことでもあります。また、ロンドンにおいては、二国間会談もあって行われました。特に、中国の朱鎔基首相、唐家璇外相との初めての日中首脳会談、金大統領との同じく初めての日韓首脳会談が重要であったと思います。

韓国につきましては、私は、最近の日韓関係は、漁業交渉の問題だけではなく全般的に停滞感みあつたと思います。新たに発足した金大統領との間では、未来志向の前向きな関係をぜひとも築いていかなければなりません。

金大統領にとって、今回のASEM出席は初めての外遊であり国際会議への出席ということで、期するものもあつたと思いますが、日韓首脳会談ではどのようなことが話し合われたのでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

小渕外務大臣は、中国の知日派の代表格である

唐家璇外相との間で日中外相会談を行い、さらにボスニアに飛ばれるという精力的な外交を展開されました。日中外相会談、そしてボスニア訪問の成果について小渕外務大臣にお伺いをいたしました。(拍手)

【内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇】  
まず、ASEMでの具体的な成果といふお尋ねがございました。

最大の論点でありましたアジア経済問題について説明をしていただきました。首脳は、アジアの金融経済情勢を世界経済全体に影響する問題としてとらえ、アジア、欧州が一致協力してこの問題に対処するという見解を述べました。

具体的には、世銀、アジア開発銀行の日本特別基金を通じるアジア諸国の金融セクター改革支援を柱とする我が国との協力強化、ASEM信託基金の設立に賛意が示されましたほか、アジア地域にハイレベルのビジネスミッションを派遣することによって、首脳間で忌憚ない政治対話を実現できました。また、首脳間で意見の一致を見ることができました。また、首脳間で意見の一致を見ることができました。

次に、ASEMにおける我が国のアジアの支援策の説明と各國の反応についてお尋ねがございました。

私は、各國首脳に対し、ともに発展してきたアジア諸国に、隣人として親身になって対処するという考え方に基づいて、これまでにIMFを通じた支援を行うとともに、二月二十日に閣議決定をいたしました緊急対策を含め総額三百七十億ドルを超える世界で最大の資金協力を含む広範な協力を実施する旨、説明をいたしました。各國首脳からは、このような我が国の貢献に対し、改めて大きな評価が与えられたものと考えております。

次に、我が国の経済対策についてお尋ねがございました。

私は、今般、ASEMに出席をし、我が国の景気回復に対する各國の期待の強さを改めて感じてまいりました。そこで、先般、与党三党が策定された総合経済対策の基本方針を政府としても早期に具体化し、必要に応じて大胆な措置をとっていく考えであります。今後の一連の国際会議では、こうした我が国の取り組みを説明していきたいと考えております。

次に、日本経済に関する御発言についてお尋ねがありました。

その御発言が仮に日本経済にしつかりしてもらわなければ困るということであるならば、私としても、経済の停滞から一日も早く抜け出して、力強い日本経済を再建する必要性を十分理解しております。我が国は、ネットの对外資産を約八千億ドル、外貨準備も一千二百億ドル以上保有しております。このよだな我が国が崩壊寸前とは言えないものと考えております。

次に、インドネシア情勢についてお尋ねがございました。

現在、極めて厳しい情勢と認識しておりますけれども、インドネシアとIMFとの間で話し合いが行われております。最終段階にあると承知をいたしております。この話し合いが早急に妥結し、新しい合意が実施されることによって印度ネシアの経済情勢が回復することを願っております。

最後に、日韓首脳会談についての御質問がございました。

今回、金大中大統領と初めてひざを突き合わせた会談を行い、日韓関係全般、韓国経済、漁業、対北朝鮮政策などについての意見交換を行いました。また、金大中大統領の国賓としての訪日を招請し、大統領の快諾を得ました。

今回の首脳会談、そしてASEMの全体会合の

中で、二十一世紀に向けた新たなパートナーシップの重要性について共通の認識が得られたと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣小淵恵三君登壇〕

○國務大臣(小淵恵三君)お答え申し上げます。

ロンドンでの日中外相会談についてのお尋ねでございますが、唐家璇外交部長との会談におきましても、お互いに相手の訪日、訪中を招請するとともに、今月の胡錦濤国家副主席、秋の江沢民団主席の訪日のため周到に準備を行い、本年の日中関係を一層発展させていくことで意見の一一致を

見ました。特に、胡錦濤副主席の訪日につきましては、今月の二十一日より二十六日まで日本を公式訪問することで合意をいたしました。

今回の会談は、唐家璇部長との初めての外相会談でありまして、今後の日中間の交流につきましては、極めて有意義な意見交換ができたと考えております。

次に、ボスニア訪問の成果についてのお尋ねであります。ボスニアにおきましては、イゼットベゴビッチ大統領・評議会議長を初め、中央政府及びブルガスカ共和国政府の首脳など、各民族の代表と会談をいたしました。また、地雷処理の現場及び難民収容施設を繕方国連難民高等弁務官とともに視察をいたしました。

各会談におきましては、私より、ティントン和平合意の履行のための当事者の一層の努力を求める旨を述べました。特に、難民帰還の促進、九月の選挙を通じた。特に、難民帰還の促進、九月の選挙を通じた。特に、難民帰還の促進、九月の選挙を通じた。特に、難民帰還の促進、九月の選挙を通じた。

同時に、このよだな和平履行の努力に対し、我が国としても今後とも積極的に貢献していく考え方を表明いたしたところでございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 松沢成文君。

〔松沢成文君登壇〕

○松沢成文君 民政党の松沢成文でございます。

私は、民友連を代表し、アジア欧州会合首脳会議(ASEM)の総理報告に関連して、アジア経済危機を初め世界経済に影響を及ぼす我が国の経済対策等について、橋本総理並びに小淵外務大臣に質問をいたします。

さて、政府・与党指導部のこの一年余りの経済、財政への取り組みを見ていますと、ツーリトル・ツーレイドという言葉に象徴されるような対応のみで、大胆かつ有効な対策が全く見られません。いたずらに問題を先送りし時を過ごす空勢は、国民のみならず諸外国からも大きな不信を招き、結果として日本発世界不況の引き金にならないかという不安が募っております。

こうした状況の中で、今回のASEMでは、アジア経済危機に関連しておよそ次の三点に集約される議長声明が採択されました。

まず第一に、アジア経済危機を、地域を超えて世界全体に影響を及ぼす問題と位置づけ、欧州諸国のみならずからの問題と認識し、日米両国と協力する姿勢を打ち出したことになります。

第二に、アジア諸国に対しては、国際通貨基金IMFと協調した改革努力を着実に進めることが重要と指摘し、自助努力とともにIMFの経済改革プログラムの完全なる実行を促しております。

第三に、アジア経済の回復のためには世界的な貿易・投資の拡大が重要として、アジアの一部に見られる関税の引き上げや欧州国内のアンチダンピング措置の発動が懸念される中で、欧州とアジア双方が貿易自由化に向けての努力を続けていくことの重要性を確認したことあります。

アジア経済危機に冷淡と見られていた欧州側が、今回ASEMにおける一應の成果と言える

しながら、参加各國からは、日本自身の景気回復を実行することがアジア地域の経済危機を乗り越えるために極めて重要であるという意見が相次いだと報道されております。

さて、橋本総理、あなたは今回のASEMにおいてどのようなリーダーシップを發揮されたのか、また、参加各國によつて日本に笑きつけられたこうした強い要求についてどのようにお受け取りになられたのか、まずお伺いいたします。

ところで、橋本総理がASEMに出席するためロンドンに旅立った四月二日、日銀が発表した三月の企業短期経済観測調査いわゆる日銀短観は、企業の景況感が大幅に悪化し、消費低迷や金融不安による貸し渋りが複合して、景気をさらに後退させている状況にあることを示しました。

これを受けて三月の東京株式市場平均株価の終値は、前日比ことし最大の下げ幅を記録し、一万五千七百二千九十九銭と、約二カ月ぶりに一万六千円を割り込みました。

また、アメリカの格付会社ムーディーズは、日本の国債の格付を安定的からネガティブに見直すことを発表し、格下げを示唆しているのであります。その理由は、課題となっている経済政策と財政収支の改革を図るためにの政策を政府が達成できるか不確定性が高いからとしております。山一証券はムーディーズの格付ダウンで一気に企業倒産まで追い込まれてしまったことは記憶に新しいところです。

さらに、為替相場も、円安が進行して、六年ぶりの一ドル百三十五円台に達しました。今、日本経済は、株安、円安、債券安のトリプル安で、まさに破綻の危機とも言える状況であります。こうした中、政府・与党は補正予算で十六兆円規模の景気対策を打つと伝えられておりますが、遅きに逸したと言つばかりありません。年度の予算編成において、経済成長率や景気回復の見通しを大きく見誤り、野党各党が示した大幅減税を始めとする実効的な政策提言には全く耳を傾け

アジア欧州会合(ASEM)に関する報告に対する安倍晋三君の質疑

ず、市場原理を無視した口先だけの株価操作を続けた結果が、今日のトリブル安という危機的状況を招いていると断言しなければなりません。市場の反応は、経済政策の橋本不況内閣への不信感のあらわれであり、速やかな退陣を求めていたる天の声だと言わざるを得ないのであります。

このように、日本経済の実態と政府の経済政策はASEM参加各国の期待感と余りにもかけ離れておりますが、橋本総理、あなたはこの市場の反応をどのように受けとめられているのでしょうか、お伺いをいたします。

さて、ASEMの議長国イギリスの高級紙ガーディアンは、橋本総理の到着を待つかのように、一面トップで日本経済崩壊という見出しつけました。また、アメリカのニューヨーク・タイムズ紙は、クリントン大統領が五月のサミットまでに日本が大型減税を含む一段の景気対策を打ち出せました。さらに、フランスのシラク大統領は、橋本総理との会談で、日本経済はどうぞぐいの時期まで待てばダイナミックな成長ができるのかと述べ、日本経済の先行きに大きな懸念を示しました。これに対して総理は、いつということを明言せず、どういう政策を打ち出すことができるのかを考えているところだと答えたそうであります。 ASE Mでの共同声明を実現していくためにまことに内容が乏しく、スピードとタイミングがされているとしか言いようがありません。

A SEMでの共同声明を見直し、大胆な所得税と法人税の減税、土地税制の改正、そして大幅な規制緩和など、内需拡大のための積極的景気対策を待つなしに実行しなければなりません。改革はスピードとタイミングが重要です。日本経済を速やかに立て直してこそ歐米諸国との信頼をかち取り、アジア危機への信頼ある対応ができるのであります。

そこで、総理にお伺いいたしますが、今後打ち出す政府の経済対策はどれぐらいの規模で、どの

ような内容になるのでしょうか。

さらに、我々野党や諸外国の要望にこたえて大型減税を打ち出すとすれば、総理がこれまで堅持、推進してきた財政構造改革法の改正は避けられないと考えますが、いかがでしょうか。

そして、こうした大幅な政策転換は橋本総理の政治責任に直結する問題と考えますが、総理はどうお考えでしょうか。私たちは、総理は責任をとった辞職すべきと考えます。さらに自民党内の一部にも同様の声が上がっているようですが、この問題についての総理の見解を求めておきます。

次に、この際に日本が取り組むべき重要な課題についてお伺いをいたします。

これまで、北朝鮮による日本人拉致疑惑問題が解決へ向けて進展しない限り日朝邦交正常化交渉や本格的な食糧支援は行わないという姿勢が、政府・自民党も含めた超党派的コンセンサスとして存在しております。

しかし、去る三月下旬に派遣された自民党訪朝団は、今後拉致という表現は使わず、行方不明者

という言葉を使うことで北朝鮮側と一致したと伝えられています。さらに、日航機など号ハイジャック犯の帰国が実現すれば、ピョンヤンに日本政府の連絡事務所を開設するとの構想を北朝鮮側に提起したとも報道されております。このようない不可解な態度は、北朝鮮に対する我が国の立場

を弱める以外の効果を持たないものと考えます

が、自民党訪朝団が北朝鮮で行った約束について、政府としてはどのように受けとめていくつもりなのか、小淵外務大臣の見解を伺います。

北朝鮮による日本人拉致疑惑への新たな展開と

して、先月下旬、北朝鮮の元工作員で平成五年五月に韓国に亡命した安明進氏が来日いたしました。安氏は、北朝鮮による外国人拉致工作の実態

について、報道機関のインタビューなどさまざま

な場で、拉致工作の実態について生々しい証言を

よります。その証言の内容を分析すれば、北朝鮮政府や朝鮮総連の言うようならち上げとは全く考えられません。これまでの警察当局や民間人が調査収集してきた情報とほんどの点で一致しているのであります。

その一方で、北朝鮮による拉致被害者家族会な

ど諸団体が、米国の有力紙であるニューヨーク・タイムズに拉致疑惑に關する意見広告を掲載し、拉致被害者の救出に向けた世界的な流れをつくるべく行動を始めました。

しかしながら、被害者の家族の声を吸い上げ、真っ先に行動を起こすべきは日本政府ではありませんか。日本国民の生命と人権を守ることなくして、国家の責務を果たしたと言えるのでしょうか。被害者の家族は、政府がまさに國益をかけて、正面からこの問題の解決に当たることを強く望んでいます。

政府は、これまで集めた捜査資料を公表し、具

體的な根拠を、国内だけでなく国連人権委員会を初め世界に向けて明らかにして、国際世論に訴えていくことが重要ではないでしょうか。さら

に、北朝鮮に最も影響力のあるアメリカ、中国に

対して拉致の根拠を具体的に示し、協力を求めていくべきではないでしょうか。

政府といふものは国民を守るもので、理不尽

な暴虐の機性となつて立いて暮らす自国民が日本

の先にいるのに、彼らを助け出すことのできない国が国家といえるのでしょうか。

これまで、国交がないからという言いわけがし

ぱしば使われましたが、北朝鮮は、国交がな

しておらず、その強い姿勢で拉致疑惑問題解決に向けた交渉すべきと考えます。

最後に、総理の政治姿勢に対し一言苦言を申します。

早いもので、ペルー日本大使館公邸占拠事件がペルー軍特殊部隊の救出作戦によって解決を見てから一年がたとうとしています。この不幸な事件に対する第一義的な責任は、駐在大使館の安全を保障すべきペルー政府にあります。しかし、それと同時に、テロ多発国家において余りにも無防備にパーティーを開催した日本大使館、すなわち日本政府としてもその責任の一端を負うべきことは言うまでもありません。

にもかかわらず、政府は、この事件に巻き込まれ、五カ月以上にわたり人質として死と隣り合わせの極限の生活を強いられた方々に對して、解放後、何ら対応をとっていないのであります。人質の中には日本企業の関係者も多く、企業はその対応に多額の出費を強いられました。こうした方々に對して、政府・外務省から見舞金はおろか見舞の言葉すらありません。関係者からは強い不満や批判の声も上がっています。

橋本総理は、当時、外務省内に設けられた対策本部にあんパンを差し入れて激励をいたしました。それも結構なことであります。しかし、人質として極限の生活を強いられた方々に對しては、

何の見舞いの言葉もないといふのは一体どういうことでしょうか。外務省の職員の勞はねぎらうが、被害者の方々には何のねぎらいもないといふのはどうしてでしょうか。こうした橋本総理の誠実さに欠ける態度に、私は強い憤りを覚えるのであります。

ペルー日本大使館事件で人質となられた邦人の

方々に、なぜ政府はこの一年間、何の対応もされなかつたのか、総理の御意見をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 松沢議員にお答

えを申し上げます。



官報(号外)

「等々、大手六紙すべてが日本経済の危機を強く訴え、総理の経済対策が誤っていたことを浮き彫りにしたからです。アジア通貨危機が最大のテーマとなるASEMに出発された直後、このニュースを聞かれたときの総理の率直なお気持ちをまずお聞かせください。

また、総理が日本御不在の間、円売りは進み、一時百二十五円台を記録しました。一九九一年以来のことです。株価も公的資金導入のかいもむなしく低迷をきわめ、円安、株安、債券安のトリプル安としてとどまる気配を見せません。

ここまで日本経済が疲弊してしまったのは、その場しのぎの策しか講じてこらねかたた政府の責任力不足と景気判断の誤りが原因だったと、ここで率直に御認識いただきたいと存じますが、総理の御所見をお伺いします。(拍手)

さて、現在、アジアは依然として深刻な経済危機に見舞われ、通貨統合を間近に控えた歐州にもその暗い影が及んでおります。ASEAN各国への海外直接投資は減少し、九七年の投資認可額は、マレーシア、ベトナム、ミャンマーで前年比三〇%以上の落ち込み、タイでは二〇%の減少となっています。特に、日系企業の投資減少が目立つ中、本年の投資も鈍るであろうことは容易に想像ができます。

ASEM開催中、総理は、国際舞台で各國の追及を回避したいがために、内需拡大に向けて十六兆円という経済対策を打ち上げ、そして大型の減税にも言及されました。アジア経済危機に対しては世界最大の資金協力を含む支援措置を行ったなど、苦しい経済状況下でば抜けて大きな役割を果たしてきたと主張されました。参加各國は我が国の政策と実績を相応に評価をしたのでしょうか。評価を得られたというよりは、逆に日本経済がアジアの危機を加速しているとの不満の声の方が多いかかったのではないでしょうか。

では、なぜ国際社会で相応の評価を得られないのか。それは、過ぎ少な過ぎの特別減税と同じ

れ等々、大手六紙すべてが日本経済の危機を強く訴え、総理の経済対策が誤っていたことを浮き彫りにしたからです。アジア通貨危機が最大のテーマとなるASEMに出発された直後、このニュースを聞かれたときの総理の率直なお気持ちをまずお聞かせください。

また、総理が日本御不在の間、円売りは進み、一時百二十五円台を記録しました。一九九一年以来のことです。株価も公的資金導入のかいもむなしく低迷をきわめ、円安、株安、債券安のトリプル安としてとどまる気配を見せません。

ここまで日本経済が疲弊してしまったのは、その場しのぎの策しか講じてこらねかたた政府の責任力不足と景気判断の誤りが原因だったと、ここで率直に御認識いただきたいと存じますが、総理の御所見をお伺いします。(拍手)

さて、現在、アジアは依然として深刻な経済危機に見舞われ、通貨統合を間近に控えた歐州にもその暗い影が及んでおります。ASEAN各国への海外直接投資は減少し、九七年の投資認可額は、マレーシア、ベトナム、ミャンマーで前年比三〇%以上の落ち込み、タイでは二〇%の減少となっています。特に、日系企業の投資減少が目立つ中、本年の投資も鈍るであろうことは容易に想像ができます。

ASEM開催中、総理は、国際舞台で各國の追及を回避したいがために、内需拡大に向けて十六兆円という経済対策を打ち上げ、そして大型の減税にも言及されました。アジア経済危機に対しては世界最大の資金協力を含む支援措置を行ったなど、苦しい経済状況下でば抜けて大きな役割を果たしてきたと主張されました。参加各國は我が国の政策と実績を相応に評価をしたのでしょうか。評価を得られたというよりは、逆に日本経済がアジアの危機を加速しているとの不満の声の方が多かったのではないかとうか。

では、なぜ国際社会で相応の評価を得られないのか。それは、過ぎ少な過ぎの特別減税と同じ

で、後手後手、タイミングの悪さ、つまりは判断力の欠如が原因と言つても過言ではありません。大型減税についても、今言及されるのはやはりタイミングが違うのではないかでしょう。なぜなら、参議院で平成十年度予算案が審議されている今段階で、早期の補正予算を伴うような経済対策は、みずから政策を否定するのと同時に国会軽視と言わざるを得ないからです。

総理、責任政党の総裁としても、今本予算を修正し、大型減税を実施するのが正しいタイミングだとお考えになりませんか。

私は、総理の耳に市場が発している最後のメッセージが届いているか、大変疑問に思えます。今月末に迎えるOECD閣僚会議に続き、バーミンガム・サミット、WTO閣僚会議、APEC貿易担当大臣会合と重要な外交日程が控えております。アジア経済の牽引力と期待されている我が国が国際社会から正當な評価を得るために、景気浮揚に効果の薄い政策ミスは一度と許されません。総理の御所見をお伺いします。

それでは、ASEM全般についてお伺いします。

次に、韓国との関係及び大統領の訪日が予定されているロシアとの関係などについて、順次御見解をお伺いします。

総理は、首脳会議に先立ち、韓国の金大中大統領との初の首脳会談を行い、日韓の政治、経済、文化などの分野での包括的な協力関係を初めてたう日韓パートナーシップの策定に向けて作業を開始することで合意しました。金大中大統領との会談は、余り具体的な内容というより二十一世紀に向けた新たな日韓パートナーシップの構築のための話し合いなど、両国間に横たわる山積した問題についての討議は大統領の訪日時に先送りされたります。

ただ、この会談の中で大統領は、就任時にも述べていらっしゃったように、我が国と北朝鮮が交流をするのは望ましいが、北朝鮮が韓国との関係を改善せずに、米国、日本との関係改善を図るのは望ましくないと述べたと報じられています。この金大中大統領の考え方と、韓国の弱越しに北朝鮮と関係を進めるのを否定してきた金泳三前大統領の考え方とはどのような相違があることらしくあります。

次に、ロシア関係についてお伺いをします。ASEMの拡大に関してロシアも参加を表明しましたが、我が国とロシアとの対話の機会をふやし、平和条約の締結にも好影響を与え、我が国の長年の懸案であった北方領土問題の解決にも大いに貢献するものと歓迎します。

ただ、ここに来て、その対話の好機であるエリツィン大統領の訪日が一週間延期されることになりましたが、同大統領の健康状態などによりさらに延期するものと歓迎します。

私は、北海道出身の議員として、この成り行きに大いに関心を抱いている者の一人であります。ツイン大統領の訪日が一週間延期されることになりましたが、同大統領の健康状態などによりさらに延期もあるのではないかと取りざたされています。

私は、北海道出身の議員として、この成り行きに大いに関心を抱いている者の一人であります。ツイン大統領の訪日が一週間延期されることになりましたが、同大統領の健康状態などによりさらに延期もあるのではないかと取りざたされています。

ほかのロシアの政治家と協議を行い、全体としてこの問題を進めていく必要があるのではないかであります。私は、南北関係の進展を期待し、北朝鮮との関係は、今後とも韓国と緊密に連絡をとり、各國首脳はこれを歓迎し、引き続き、こうした役割への期待を表明されました。

次に、経済対策についての御質問がございました。私は、従来から、内外の経済金融情勢の変化に對応して臨機の措置をとることは申し上げてきております。そして、このような考え方によつて、与党三党による総合経済対策の基本方針を重く受け取ながら、政府としてどういう景気対策を打ち出すのかを真剣に考えているということを申し上げました。いずれにいたしましても、平成十年度予算を一日も早く成立をさせていただくことが、現時点において景気のため最大に必要なことであることは変わりがなく、御理解をお願いをしたいと思います。

また、ASEMにおける我が国のリーダーシップについて御意見をいただきました。私は、ASEMをアジアと欧州の関係強化を図る重要な場と認識をしております。そして、今回の会合でも、アジア側の調査団の一員としてアジア側首脳会合を主催するなど、アジアの共通認識の形成に努めてまいりました。今後とも、アジアに属し欧州との関係も深い日本の立場から、アジアと欧州の橋渡しの役を果たしていくことを強く受けとめて、必要に応じ大胆な措置をとつて、いく考え方であります。今後とも、景気回復に向け責任を持って取り組んでまいりたいと思いま

す。次に、日朝首脳会談についてのお尋ねがございましたが、次回の会談では、エリツィン大統領とくつろいだ雰囲気の中で胸襟を開いて話し合いながら、その信頼関係を一層強めたいものとしたいと考えております。そして、クラスノヤルスク合意を着実に具体化しながら、領土問題については、二〇〇〇年までに東京宣言に基づいて平和条約を締

ます。

最後に、小淵外務大臣にお伺いします。

ASEMの閣僚会合に出席された外務大臣は、その足でボスニア・ヘルツェゴビナを訪問されました。九月に予定されているボスニア統一選挙に日本から選舉監視要員を派遣する方針を表明されました。その規模と、自衛隊員派遣の有無についてお答えください。

日本には、負けるが勝ちということがあります。これが、この際、総理は景気対策の手おくれの責任、それ以上に政策不況の責任をみずからおとりになり辞任をしていただくことで、総理の株も上がりがるものと思われます。同時に日本株、円の下落も食いとめられると確信し、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○内閣総理大臣（橋本龍太郎君） 丸谷議員にお答えを申し上げます。

まず、経済対策の誤りに関する新聞報道についてのお尋ね、そして日本経済が疲弊したのは政府の責任力不足と景気判断の誤りが原因という御指摘をいただきました。

政府としては、その時々の経済情勢等に応じ適切な措置をとってきたところでありますし、現下の経済金融情勢に対しては、金融システム安定化のための対策や十年度税制改正など、財政、金融両面にわたる措置を講じております。また、与党の総合経済対策の基本方針については、政府としてはこれが

あります。私は、南北関係の進展を期待し、北朝鮮との関係は、今後とも韓国と緊密に連絡をとり、各國首脳はこれを歓迎し、引き続き、こうした役割への期待を表明されました。

次に、先般の自民党訪朝団についてお尋ねがございました。

政府としては、よど号ハイジャック事件の犯人らが帰国した場合、法律に基づき厳正に措置すべきものと考えております。連絡事務所の設置は、国交正常化交渉が再開されれば、その中で検討されていくものと考えます。日朝関係につきましては、今後とも韓国などと緊密に連携しながら対処していく方針は今申し上げたとおりであります。

次に、日朝首脳会談についてのお尋ねがございましたが、次回の会談では、エリツィン大統領と

東方沖地震を受けた被害の教訓に限つては、近い将来実現するものと期待しております。その際に、北方領土問題解決に向かうどのように話し合わせるおつもりなのか、総理の御所見をお伺いします。

最後に、小淵外務大臣にお伺いします。

ASEMの閣僚会合に出席された外務大臣は、その足でボスニア・ヘルツェゴビナを訪問されました。九月に予定されているボスニア統一選挙に日本から選舉監視要員を派遣する方針を表明されました。その規模と、自衛隊員派遣の有無についてお答えください。

また、中央政府が地雷撤去のために近く設置を予定しているボスニア・ヘルツェゴビナ地雷センターへの資金援助についても表明されました。同

地には、現在も約三百万個の地雷が埋設されています。これに関連して、昨年、外相の強いリーダーシップのもと、御自身の手で署名された対人地雷全面禁止条約は、まだその承認のために国会に提出されています。小淵外務大臣、いろいろ国会に提出されるおつもりですか。また、ほかの国の締結状況はどうなっていますか。

さらに、署名式の演説で、普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止を目指すため、ユネスコ軍縮会議で早期に条約交渉を開始すべきだと述べられてきましたが、その後の同軍縮会議での進歩状況もあわせてお伺いします。

以上、ASEMに関連する質問をさせていただ

きましたが、今回のASEMの主役の一人は、メンバーではないもののクリントン米国大統領ではあります。私は、南北関係の進展を期待し、北朝鮮との関係は、今後とも韓国と緊密に連絡をとり、各國首脳はこれを歓迎し、引き続き、こうした役割への期待を表明されました。

次に、金大中大統領との会談に關し、北朝鮮を重く受けとめて、必要に応じ大胆な措置をとつて、いく考え方であります。今後とも、景気回復に向け責任を持って取り組んでまいりたいと思いま

す。次に、ASEMにおける我が国のアジア支援策についてお尋ねがありました。金大中大統領は、南北の平和共存のもとで対話と交流、協力を進めるという考え方を持つておられ、北朝鮮が日本及び米国との関係を進めることを支持するが、南北関係の前進とともに行われる

結し、両国関係を完全に正常化するよう最大限努力をしたいと思います。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇)

○国務大臣(小淵恵三君)お答え申し上げます。

三点のお尋ねがあつたかと存じますが、まず最初に、ボスニアの選挙における選挙監視要員の派遣についてでございますが、ボスニア選挙につきましては、現在、その準備と実施に当たる欧州安全保障協力機構が、監視の方法、必要となる要員の規模等につき計画を策定中でございます。我が国としては積極的に協力をいたしましては、その結果等を踏まえまして、自衛隊員の派遣の有無をも含めまして具体的に検討をいたしておりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、我が国としては積極的に協力をしてまいりたいと思っております。

次に、対人地雷全面禁止条約の国会提出の時期

と各国の締結状況についてのお尋ねでございますが、我が国といたしましては、この条約の詳細な検討とあわせて、安全保障の確保や国内法制の整備等について現在検討を行つておるところでございまして、各との締結の動きも考慮いたしまして、できる限り早くこの条約を国会に批准を求める

たいと考えております。

次に、対人地雷全面禁止条約の国会提出の時期と各国の締結状況についてのお尋ねでございますが、我が国といたしましては、この条約の詳細な検討とあわせて、安全保障の確保や国内法制の整備等について現在検討を行つておるところでございまして、各との締結の動きも考慮いたしまして、できる限り早くこの条約を国会に批准を求める

たいと考えております。

なお、条約発効のためには四十カ国の批准が必要でございまして、現在のところ、七カ国がこの

条約を締結していると承知をいたしております。

次に、軍縮兵器についてでございますが、オタワ・プロセスを完結させなければならないという意味からも、この進歩について大変関心を深くいたしております。三月二十六日の会議におきまし

て、対人地雷禁止の交渉開始に向けまして、参加

国間の見解を調整する特別調整者を任命すること

が決定をされました。

我が国といたしましては、普遍的かつ実効的な

禁止の実現のため、米国、ロシア、中国等も参加

している軍縮会議におきまして、早期に条約交渉を開始すべく、関係国とともに、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君)久保哲司君登壇

○久保哲司君(久保哲司君登壇)

私は、自由党を代表して、ただいまのアジア欧州会議に関する橋本総理の報告について、総理並びに外務大臣に質問をいたします。

本題に入る前に、橋本総理にぜひお聞きしておきたいことがございます。

この四日、五日の土曜、日曜、総理の訪英中で

したが、私は大阪の地元を歩き回って、事業主や自営業者やらサラリーマン等多くのおっちゃん、おばちゃんたちと会うてきました。

ある集まりで「おい、久保はん、橋本にどないかせんかい」ときつう言うといて、「こない言われました。私はそのおっちゃんに「おっちゃん、わし自民党ちやうねん、自由党や。今は野党やけどな」、「こう言いました。その人は「ほなら余計ええやん。選挙でけんかする相手やねんから、質問するなりなんなり思い切りやってんか。とにかく、おいらはほんまに苦しんでんねん」、こういう訴えをいただきました。幸い、本日、質問の機会をいただきましたので、この国民の声を直接訴えさせていただきます。(拍手)

次に、本題に入ります。

今回の会議は、一年前にアジアと欧州の歴史的な出会いとして各国が期待しパンコクで開催された初の首脳会合とは打って変わって、極めて低調で内容のないものであったという印象が否めません。今回のアジア欧州会議が低調であったことの一因に、我が国とのアジアにおける政治的プレゼンスの低下があることは明白な事実であります。

私は、日本経済のファンダメンタルズが、巷間言われるほど弱いものであるとは思いません。しかししながら、アジアの通貨危機の原因が橋本内閣がとり続けるテフレ政策にあり、日本の景気後退が通貨危機に拍車をかけているのは紛れもない事実であります。政策不況は、今やアジアを覆って

いるのです。橋本総理が訪英中に、英國の新聞に「日本経済は崩壊寸前」という見出しが躍

った話ですけれども、「お客様が、おまえのところよそより安いよってにええわ、こう言つてた。

景気の悪さは百円、二百円のたこ焼きにまで響いてまisse」と。早い話が、世の中むちゃくちやで

す。お先真っ暗というのが実態であります。さらには「今こころ十六兆円、それ何やねん。一

年前に新進党は十八兆円言つたやないか。何

年を次から次と聞いて、正直なところ、私は疲れ

果てました。

そこへもってきて、きのうの参議院予算委員会での総理の答弁、責任は参議院選の国民審判で、氣楽過ぎます。国民は、日本社会は、今までにの

たうち回っています。新聞では、総理の政府専用機でのフライトが今回で二十回目、スタッフから

いさつに、総理もにっこりとありました。S.P.ついで公用車での移動、専用機での海外も結構ですけれども、その前に、御自分が最高責任者である日本国の、最も大事な国民お一人お一人の苦しみを取り除くことに専心すべきではないのでしょうか。

は今回の会議では、IMFの機能強化が議長声明に盛り込まれております。さきのG7におけるIMFの内需拡大要求を拒んでいた日本が、IMFの機能強化を言う資格があるのでしょうか。総理

は今回の会議に何を目的として行かれたのか、明確にお答えをいただきたいと思いま

す。

政府・与党は、年明け以来、その場限りのひばりばかりを繰り返してきました。その典型が、総理訪英前に発表された自民党的総合経済対策基

本方針であります。我が国経済危機は単純な景気後退にとどまらず、資産デフレなど構造的諸要因に基づくものであるという認識が全く欠如しております。いたずらに十六兆円という数字を売り物にしており、財政出動額が明らかになつておらず、景気浮揚効果さえも甚だ疑問であります。まさしく「先介入の域を出ておりません。

自民党幹部が公約としていた、年度末株価八千円台乗せも実現できておりません。政府・与党は市場経済を全く理解しておられない。総額十六兆円の単純な景気対策を実施しても、公共事業による需要創出が中心であれば、その効果は短期にとどまり、かえって財政を悪化させるのみであり、再来年度以降の民衆主導型の持続的成長につながる期待が持てません。公共部門から民需へのバトンタッチのための政策がなければ、九九年度以降の反動減が深刻となるのは当然であります。

民間シンクタンクは早くも、十六兆円の景気対策を纏め込んで九八年度の成長率はゼロ兆台との予測を出しております。

橋本総理がアジアの通貨危機をただ傍観しているのみであるのに、通貨統合を控え緊縮財政路線をとるEU各々が、アジアを本格的に支援するこ

となどあり得るはずがありません。我が国がアジアに対し、即効性、実効性のある施策をとつておれば、EUに対してももっと積極的な提言ができるのではないか

もはや我が國経済は小手先の景気対策で立て直せる状況ではありません。政府の役割は、マーク・メカニズムと調和しつつ、足らざる部分を補うというのが本来の役割であるにもかかわらず、莫大な公的資金により市場に介入しようとすると、時代錯誤も甚だしいと言わざるを得ません。また、構造的な経済危機の要因に対する視点が一切なく、根本問題はすべて先送りされており、從来型、選舉日当てのばらまき型景気対策に終始しております。

我が景気対策に名をかりて公共事業をばらまくのであれば、納税者の負担が重くなるだけあります。橋本総理は、「不見識な政策の羅列による相場操作が内外の信用を失墜させていることにまだお気づきになつておられないのですか。このようないくらましの景気対策をEU、アジアの首脳に説明するなどは甚だ礼を失しておなり、ペーチャルボリシーとの批判は当然であります。

報道によれば、総理は、景気対策実施のために財政構造改革法の改止に着手すると伝えられております。なぜ総理は外圧をしてこにしないと政策転換が図れないのですか。昨年も、国会閉会中にアジア通貨危機を理由として二兆円特別減税を復活しました。今回もまた、予算案審議中の国内には補正などを考えていないと言つて、総理の退陣こそが最大の景気対策、このように言っておられます。大規模経済対策、財政構造改革法の改正を言う前に、総理は必ずから過ちを認め、国民に謝罪し、その政治責任を明らかにすべきであると思いますが、いかがお考えですか。

自由党が以前から主張しているとおり、経済対策は、民需主導型の持続的成長につなげるため、所得課税、法人課税の十兆円減税、不良債権の早期処理など、民力の回復に向けた施策でなければなりません。過去十年間、我が国とアジアは経済面での相互依存を深め、垂直的分業から水平的分

セーの状況ではありません。政府の役割は、マーケットメカニズムと調和しつつ、足らざる部分を補うというのが本来の役割であるにもかかわらず、莫大な公的資金により市場に介入しようとすると、時代錯誤も甚だしいと言わざるを得ません。また、構造的な経済危機の要因に対する視点が一切なく、根本問題はすべて先送りされており、從来型、選舉日当てのばらまき型景気対策に終始しております。

我が景気対策に名をかりて公共事業をばらまくのであれば、納税者の負担が重くなるだけあります。橋本総理は、「不見識な政策の羅列による相場操作が内外の信用を失墜させていることにまだお気づきになつておられないのですか。このようないくらましの景気対策をEU、アジアの首脳に説明するなどは甚だ礼を失しておなり、ペーチャルボリシーとの批判は当然であります。

報道によれば、総理は、景気対策実施のために財政構造改革法の改止に着手すると伝えられております。なぜ総理は外圧をしてこにしないと政策転換が図れないのですか。昨年も、国会閉会中にアジア通貨危機を理由として二兆円特別減税を復活しました。今回もまた、予算案審議中の国内には補正などを考えていないと言つて、総理の退陣こそが最大の景気対策、このように言っておられます。大規模経済対策、財政構造改革法の改正を言う前に、総理は必ずから過ちを認め、国民に謝罪し、その政治責任を明らかにすべきであると思いますが、いかがお考えですか。

自由党が以前から主張しているとおり、経済対策は、民需主導型の持続的成長につなげるため、所得課税、法人課税の十兆円減税、不良債権の早期処理など、民力の回復に向けた施策でなければなりません。過去十年間、我が国とアジアは経済面での相互依存を深め、垂直的分業から水平的分

業体制に移行しております。もはや日本とアジアは一蓮託生であるにもかかわらず、何ら有効策を打ち出せない橋本内閣は、経済のグローバル化が何たるかを全く理解していないと言わざるを得ません。総理の御所見を伺います。

一九九九年から欧州単一通貨であるユーロが導入され、EUは経済的にも政治的にも大きな地位を占めることになります。我が國として、これら地域との関係を強化し、世界の平和と繁栄に向けて協調して努力していくことが求められています。とりわけ地球的大規模の環境問題、飢餓・貧困の問題、移民問題、犯罪やテロ、核兵器・生物化学兵器の拡散問題などに協力することが求められていますが、総理の対EU関係についての基本認識をお伺いいたします。

また、今回の議長国であった英国は、EU首脳会議の主催国として、またバーミンガム・サミットの主催国としても重要な役割を果たすことになりました。今回もまた、予算案審議中の国内には補正などを考えていないと言つて、総理の退陣こそが最大の景気対策、このように言っておられます。大規模経済対策、財政構造改革法の改正を言う前に、総理は必ずから過ちを認め、国民に謝罪し、その政治責任を明らかにすべきであると思いますが、いかがお考えですか。

報道によれば、総理は、これらの諸国との声をどのように受けとどめ、EU諸国に対しどのように臨まれたのか、ASEAN各との経済危機にどのように対処していくかようとするのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、ASEAN側からも要請の強い、我が國のミャンマーへの円借款供与について、今後のどのように行っていくつもりなのか、外務大臣の御見解をお願いいたします。

さて、今回のASEANには、中国の朱鎔基首相と韓国の金大中大統領が出席し、国際舞台に初登場いたしました。総理は両首脳と首脳会談を行つたと伝えられますが、中韓両国は、アジアの大國として、また我が國の隣国として重要な位

一層の友好促進を図るべきであると考えますが、総理並びに外務大臣の御見解をお聞かせいただけます。

EUとアジアの貿易量が、EUと米国の貿易量をかなりの程度上回っていることに見られるようになります。とりわけ地球的大規模の環境問題、飢餓・貧困の問題、移民問題、犯罪やテロ、核兵器・生物化学兵器の拡散問題などに協力することが求められていますが、総理の対EU関係についての基本認識をお伺いいたします。

朱鎔基首相は初の外遊であり、天安門事件後初めての中国首脳の訪英でありました。イギリスの報道機関にも大きく扱われたと伝えられております。全世界の人口の四分の一を抱え、世界最大の潜在的国内市场を持つ中国经济の動向は、今後の世界の繁栄と安全保障に大きな影響を与えることは明らかであります。同じアジアの国として、中国が世界の経済に協調して歩んでいくよう努めることと、我が國の役割として重要であります。EUは、先月になって新たな対中基本方針を示すなど、これまでの対中方針を転換し、人権政策の改善を評価した上で、経済的、政治的パートナーとして迎え入れようとしておりますが、我が国としては、中国のWTO加盟とG8への参加を働きかけていくべきであると考えます。

もちろん、その前提として、さらなる民主化の問題や、行政、金融、国有企業の三大改革の推進について、我が国は筋を通し、言つべきは言つ対外交姿勢を堅持すべきであります。この秋には江主席の訪日が予定されているところですが、総理はどのような認識で朱鎔基首相と会談され、どのような姿勢を示されたのか、お尋ねいたしました。

また、韓国とは漁業協定交渉をめぐり関係が冷却化しておりましたが、金大中大統領との初の会談で、新漁業協定交渉への道筋はついたとお考えなのが、また二十一世紀に向けた新たなパートナーシップを築く足がかりはついたとお考えなのが、その際、先ほど申し上げた対中関係と同様、韓国に対しても、漁業協定交渉はもちろん、歴史認識をめぐる問題や竹島問題、従軍慰安婦問題などについて、我が國として言わなければならないことははつきり言う、こういう姿勢を貫くべきであると考えますが、総理の御見解を伺います。

二十一世紀を暴力と弱權と民族対立の世紀にしません。そのためには、ASEANを通じて欧州とアジアが、経済関係ばかりでなく政治

的、文化的なあらゆる交流を深め、進めていくことが重要であります。希望するすべての欧州とアジアの国々がASEMに参加し、協調的世界秩序の構築に向け、一層の協力関係を築き上げていくことが非常に重要なことであることを強調し、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 久保議員にお答えを申し上げます。

まず、冒頭、町の実態あるいは国民の実情などにつき、御批判をおわせながら私の感想をお尋ねになりました。

私は、経済の停滞から一日も早く抜け出し、国民の将来に対する不安を払拭しながら力強い日本経済を再建しなければならないと考えておりますし、そのためにも、町の声、国民生活の現状等に常に注意を払いながら、必要なときには必要な施策を講じてまいります。

なお、政府専用機の乗員あるいはSPの諸君、職員をもって対応しております部分については、私は、彼らの責任を果たしている姿、それを見ていただきたいと申し上げたいと思います。次に、EUに対する積極的な提言というお尋ねがございました。

我が国は、アジアに対して世界で最も積極的に支援を行っておりますし、その実績を説明しながら、欧州に対し、例えばアジアの経済金融危機に対するASEMとしての取り組みの決意を示すように別途ての議長声明の発出をするように求められて、これが実現いたしました。ほかにも拾いますなら幾つかのものがありますけれども、ASEM出席の目的というお尋ねでありますから、アジア経済問題についてアジア、欧州が一致して努力する必要性につき認識を共有すること、あるいは忌憚のない政治対話による相互理解の増進等が目的であります。例えはEU拡大に対するアジア側の懸念を率直に伝え、EU側の回答を受ける

等、いずれの点でも所期の目的を果たしたと思つております。

IMFの機能強化を言う資格があるかといいうお尋ねがございました。

我が国としては、アジアの通貨危機を踏まえ、IMFを中心とする国際的支援の枠組みを強化することが必要だと考えております。

IMFから我が国の経済運営をめぐりさまざまなお尋ねがあることは承知をいたしておりませんが、それに拘束されるものではないと思思います。

次に、政府の政策が不見識だという御指摘をいたしました。

政府としては、その時々の経済情勢等に応じながら、適切な措置をとってきておりました。現在の経済金融情勢に対しましては、金融システム安定化対策や十年度税制改正など、財政、金融両面にわたる措置を講じております。

また、与党の総合経済対策の基本方針についてもお尋ねをいたしましたが、政府としてはこれを重く受けとめ、必要に応じ大胆な措置をとつていく考えであります。今後ともに、景気回復に向けて最大限努力するとともに、こうした政策に対する内外の理解が得られるよう努めてまいります。

また、外圧による政策転換という話をいただきましたが、従来から、内外の経済金融情勢の変化に応じて臨機応変の措置をとると申し上げてきたところであり、こうした考え方のものと、このたびのアジア欧州会合におきまして、与党三党による総合経済対策の基本方針を重く受けとめながら、政府としてどういう景気対策を打ち出すのかを真剣に考えておりることを申し上げてまいりました。いずれにいたしましても、現時点にわきまして、平成年度予算を一日も早く成立させていただくことが最大の景気を安定させるものである。この点には変わりはないと思っており

ます。

次に、大規模経済対策や財政構造改革法の改正を言う前に、その政治責任を明らかにせよという御指摘をいただきました。

財政構造改革の必要性は何ら変わるものではありません。

IMFを中心とする国際的支援の枠組みを強化する

さまざまな意見があることは承知をいたしておりますが、それどころではないと思

います。

次に、政府の政策が不見識だという御指摘をいたしました。

政府としては、その時々の経済情勢等に応じながら、適切な措置をとつてきました。現在

の経済金融情勢に対しましては、金融システム安

定化対策や十年度税制改正など、財政、金融両面

にわたる措置を講じております。

また、与党の総合経済対策の基本方針についてもお尋ねをいたしましたが、政府としてはこれ

を重く受けとめ、必要に応じ大胆な措置をとつて

いく考えであります。今後ともに、景気回復に向

けて最大限努力するとともに、こうした政策に対

する内外の理解が得られるよう努めてまいりま

す。

また、外圧による政策転換という話をいただき

ましたが、従来から、内外の経済金融情勢の変化

に応じて臨機応変の措置をとると申し上げてきた

ところであり、こうした考え方のものと、このた

びのアジア欧州会合におきまして、与党三党によ

り立っていふことで合意をいたしました。

御指摘のとおり、本年は、両陛下の御訪英を初

て欧洲との関係も深いという立場から、会議の成

功に向けて両地域の橋渡し役を積極的に果たしてまいりました。その結果、最大の論点でありましたアジアの金融経済問題につきまして、アジア側

の希望どおり別建ての声明が発出され、欧洲側も

みずから問題として取り組んでいくという意思が確認されました。また、当初予定されておりま

せんとした韓国等アジア地域へのビジネスミッ

ションの派遣につきましても、欧洲側との橋渡し

に努め、合意を得たところであります。

ASEAN各国の経済危機への対処はどうする

のだと御指摘を受けましたが、我が国は、IMFを中心とする国際的枠組みを基本として、積

極的に支援を実施してまいりました。また、特にこれら地域におきまして困難な状況にある国

等に対し、東南アジア経済安定化等のための緊急対策を二月二十日閣議決定いたしましたところ

であり、今後も関係各國及び関係国際機関と密接に連絡をとりながら、適切に対処していく

必要があります。このように御指摘を受けました

が、議員御指摘のとおり、ASEMばかりで

はなく、さまざまな協議の場を通じ、統合を進め

ているEUが内向きにならないようなどということ

を求めております。本年の日・EU首脳会合

でもそうなりました。日・EU関係の基本と

とも、日本、EU双方は、世界的な課題への対処に

向けての貢献をうたつております。

次に、日英関係の友好促進を官民挙げて幅広

い形で図るべきという御意見をいただきました。全く同感であり、本年一月、ブレア首相と私は、現在の良好な日英関係を、アジア、欧州まで広げた関係強化の上に、またグローバルな課題の解決に役立ていくことで合意をいたしました。

御指摘のとおり、本年は、両陛下の御訪英を初め、両国関係強化の機運に満ちております。このような機運を生かして、日英関係を一層強化拡大していきたいと考えております。

また、アジア諸国との声をどう受けとめて欧洲諸

国に対し臨んだかというお尋ねがありました。

我が国は、アジア側の調整国であります。そし

て、政府としてどういう景気対策を打ち出すのか

を真剣に考えておりることを申し上げてまい

りました。いずれにいたしましても、現時点に

わきまして、平成年度予算を一日も早く成立させさせていただくことが最大の景気を安定させるものである。この点には変わりはないと思っており

ます。

次に、日韓首脳会談についての御質問をいたしました。

漁業問題につきまして、新しい協定締結に向け

努力することで一致したほか、二十一世紀に向けた両国の新たなパートナーシップ構築の重要性に

ついて、共通の認識を得ることができました。日韓両国の間では、意見の相違がある場合もありますけれども、真摯で率直な話し合いを通じ、相互理解を深めていきたいと考えております。

○国務大臣(小淵恵三君) 日英関係につきましては、ただいま総理からも御答弁ございましたが、改めて申し上げるまでもなく、この関係の一層の発展を図るべきとの御意見につきましては、私も全く同感であります。

長い協力の歴史を有する日英両国は、近年、援助協調、PKOなどの分野で具体的な協力を実行しております。また、先般、イラクの大量破壊兵器の検査受け入れ問題に關しましては、日本が安保理決議の共同提案国となりまして、外交努力を通じた解決のため緊密に協力をいたしました。これらは地政規模で広がる日英のパートナーシップの好例であると考えております。

陛下の御訪英が予定されております。また、英国フェスティバルの幾つかの行事には私も参加しておりますが、日本の方々が現在の英国を知る上で極めて意義あるものと考えております。これら好ましい流れを背景に、私はクック外相と会談をしてまいりましたが、今後とも友好協力関係の一層の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、ミャンマーへの円借款の供与についてであります。民主化や人権状況の面で引き続き問題があると認識をいたしております。当面、新規の供与は適切でないと考えておりますが、既往繰続案件につきましては、民主化及び人権状況の改善を見守りつつ、ケース・バイ・ケースで検討の上、実施する方向で対処いたしてまいりたいと思います。(拍手)

ついで、共通の認識を得ることができました。日韓両国の間では、意見の相違がある場合もありますけれども、真摯で率直な話し合いを通じ、相互理解を深めていきたいと考えております。

○国務大臣(小淵恵三君) 日英登壇につきましては、ただいま総理からも御答弁ございましたが、改めて申し上げるまでもなく、この関係の一層の発展を図るべきとの御意見につきましては、私も全く同感であります。

長い協力の歴史を有する日英両国は、近年、援助協調、PKOなどの分野で具体的な協力を実行しております。また、先般、イラクの大量破壊兵器の検査受け入れ問題に關しましては、日本が安保理決議の共同提案国となりまして、外交努力を通じた解決のため緊密に協力をいたしました。これらは地政規模で広がる日英のパートナーシップの好例であると考えております。

陛下の御訪英が予定されております。また、英国フェスティバルの幾つかの行事には私も参加しておりますが、日本の方々が現在の英国を知る上で極めて意義あるものと考えております。これら好ましい流れを背景に、私はクック外相と会談をしてまいりましたが、今後とも友好協力関係の一層の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、ミャンマーへの円借款の供与についてであります。民主化や人権状況の面で引き続き問題があると認識をいたしております。当面、新規の供与は適切でないと考えておりますが、既往繰続案件につきましては、民主化及び人権状況の改善を見守りつつ、ケース・バイ・ケースで検討の上、実施する方向で対処いたしてまいりたいと思います。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 佐々木陸海君。

〔佐々木陸海君登壇〕

○佐々木陸海君 日本共産党を代表して、橋本首相に質問します。

アジア欧州会議では日本が不名誉な主役だったと論評した新聞がありました。現地からの報道が「アジアと欧洲の首脳が一堂に会するアジア欧州会議で、アジア経済危機のさなかに深刻な景気低迷から抜け出せない日本に對し、政策責任を問う声が広がっている」と伝えたように、まさに日本政府の責任が問われた会合であります。

実際、二日の日銀短観では、すべての指標が劇的に悪化し、ムーディーズは三日、日本政府の円建て債務格付の将来見通しについて、従来の安定的からネガティブに変更いたしました。その理由として、経済成長と財政収支の改善が達成できるかどうか不確実性が高まっているためと説明しています。これを受けて、三日午前の東京市場は、円、債券が売られ、株が乱高下するトリブル安の展開となりました。そして、それを伝える新聞が同じ紙面で、首相の在任するロンドンからの報道として、現地の新聞ガーディアンが「日本経済は崩壊寸前」と題する記事を一面トップに掲載したと伝えました。これらは一体何を意味するか。景気や経済への日本政府の無策無能ぶりが内外から厳しく告発されているのであります。

そこでお聞きしたい。三十兆円の銀行支援策、参議院で審議中の今年度予算、そしてその成立後の計画として出されている十六兆円の経済対策、これらすべてが、今の日本経済への対応策として施を突然打ち出し、なし崩しの政策転換を図りました。今回もまた、いわゆる外圧も利用しながら景気対策を検討するということは、まさに九八年度の臨機応变といふのは、結局、責任回避の場当たる政治にはかならないのです。なぜなら、その法を論議するということになれば、これまでの財政のための減税そのものであります。首相は、こういう減税が今の不況回復に役立ち、国民の期待に沿うものとお考えでしょうか、明確にしてください。

首相は、ロンドンでの記者会見で、九八年度予算成立後でできるだけ早く財政構造改革会議を招集すること、与党の十六兆円の経済対策を参考にしながら景気回復のためにやるべきことを大胆にやること、税による手当てについても判断することなどを認めました。これらは国際公約ともとられていますから、それに關して聞きます。

首相は、昨年暮れ、ASEANの会議で得た感触を理由に、それまで否定していた特別減税の実施を突然打ち出し、なし崩しの政策転換を図りました。今回もまた、いわゆる外圧も利用しながら景気対策を検討するということは、まさに九八年度の臨機応变といふのは、結局、責任回避の場当たる政治にはかならないのです。なぜなら、その法を論議するということになれば、これまでの財政構造改革路線、財政構造改革法の修正が避けられない減税が今の不況回復に役立ち、国民の期待に沿うものとお考えでしょうか、明確にしてください。

財政構造改革会議を招集するといいますが、その会議で、今求められている不況対策、経済対策を論議するということになれば、これまでの財政構造改革路線、財政構造改革法の修正が避けられなくなるはずです。首相は、その点をどう考えているのでしょうか。

財政構造改革法の枠を超える、あるいはその法にとらわれないと称する大きな規模の財政出動ということになるのでしょうか。与党の幹部がそれを公言しています。財政に思い切りブレークをかけておいて、まだ五ヵ月にもならないのに今度はアクセルを踏み込む。それも大企業への大盤振る舞いの分野でアクセルを極限にまで踏み込みつつ、医療や福祉、中小企業、教育、農業など国民生活にかかる分野では一層強くブレークを踏み込む、そういうことになりかねないのではありませんか。これでは臨機応变どころか、でたらめ運転ではありませんか。財革法に関して首相が今やるべきことは、不況に拍車をかけた財革法の失敗を

率直に認め、「これを廃止することしかないのでありますか。明確な答弁を求めます。

そもそも大企業に大もうけを保証すれば、設備投資がふえて中小企業への発注量もふえる。それが雇用をふやして、所得をふやし、消費を拡大する、こういう経済拡大の循環方式を首相は今も有効であるとお考へでしようか。

既に近年の経験が示しているように、この方式は完全に行き詰まっています。今求められているのは、個人消費の拡大を積極的に図り、それを消費財を中心とした生産の拡大、雇用の増大につなげて所得の増加を図るという経済拡大の方向があります。さらに、中小企業への支援を手厚く講じて、下請中小企業や中小企業の仕事をふやし、中小企業労働者の雇用と所得をふやす、そのこと

を通じて消費を拡大するという方向を追求することであります。

そのためにも、そして九兆円負担増が今日の不況深刻化を招いているという経過からいっても、税率を5%から3%に戻す消費税の五兆円減税をすることが肝心であります。それは、何よりも消費の拡大に即効性を持ちます。さらに、消費税を転嫁できずに苦しんでいた広範な中小商工業者にも直接の恩恵をもたらします。首相はさまざまな行きがかりを捨てて、こういう減税に踏み切るべきであります。その意思がありますか。

首相にはつきり申し上げたい。九兆円負担増で最悪の不況を招いた責任、財政構造改革法でそれを行った深刻にした責任、その法律を修正せざるを得ない政策破綻の責任、そうした責任を何一つ明確にとろうとせざなし崩しの政策転換を図る無責任、これではまもとな方向など出てこないし、内外の信頼など得られるわけがないではありませんか。

みずから戦後最悪と認める不況を招いておきながら、そして中小業者の相次ぐ自殺などせっぱつた國民の現実が進行しているもので、政治責

任は七月の参議院選挙で判断するなどという態度は、無責任と国民無視のきわみであり、言語道断であります。我々は、首相の即時退陣を強く要求いたします。今や首相の退陣こそが日本の景気回復への最善の道であり、アジアと世界の経済への日本の貢献になると確信します。

そのことを厳しく指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 佐々木議員にお答えを申し上げます。

まず、政府・与党の政策に対する不信について御指摘がありました。政府・与党としては、經濟の停滞から一日も早く抜け出し、力強い日本經濟を再建しなければならないと考えております。

そうした観点から、政府としては、金融システム安定化対策や十年度税制改正等、財政、金融両面にわたる措置を講じてまいりました。また、与党の総合経済対策の基本方針については、これを重く受けとめ、必要に応じ大胆に措置をとっていく考え方であります。

次に、不況深刻化の原因についてお尋ねがございました。

バブルの後遺症といった構造問題に加え、アジアの通貨・金融不安や我が国の金融システムへの信頼低下などの影響もある中で、家計や企業の景況感の厳しさが個人消費や設備投資などに大きく影響を及ぼしていると考えております。消費税率の引き上げや医療保険制度改革などの諸改革は、我が国にとって本当に必要な改革であったと考えており、御指摘は当たらないと考えております。

経済運営について、なし崩しの政策転換との御指摘がありました。

私は、従来から、内外の経済金融情勢の変化に対応して臨機応变の措置をとると申し上げてきたところであり、このような考え方は、いかなる場合でも当然ではないかと思います。

平成十年度の予算及び景気対策についてお尋ね

がありました。

今申し上げたとおり、内外の経済金融情勢の変化に応じ臨機応变の措置をとると申し上げてまいりました。そして、本年度、新年度を迎えてまいります。そこで、本年度、新年度を迎えてまいります。

日本より早期の国会召集をお願いし、特別減税、九年度補正予算等を御審議いただき、また、金融システム安定化対策など幅広い措置を講じていただきました。その上で、与党三党による総合経済対策の基本方針を重く受けとめながら、政府としてどういう景気対策を打ち出すのかを真剣に考えている旨申し上げてきたところであります。

いたしました。その上で、平成十年度予算を一日も早く成立させていただくことが、現時点において一番必要と考えております。

また、その与党三党の総合経済対策について御批判をいたきましたが、私としては、ただいま申し上げたとおり、これを重く受けとめながら、政府としてどういう景気対策を打ち出すのかを真剣に考えています。

政府として、今申し上げたような中で、お答えを申し上げることは適切でないと考えております。

また、財政構造改革法の修正や廃止についてもが、減税の取り扱いについてのお尋ねにつきましては、今申し上げたような中で、お答えを申し上げることは適切でないと考えております。

政府として、今申し上げたような中で、お答えを申し上げることを図ることも当然、繰り返しお答えを申し上げてお尋ねがありました。

財政構造改革の必要性は何ら変わるものではないということ、経済金融情勢の変化に応じて臨機応变の措置を大胆に講じていく、そして景気回復を図ることも当然、繰り返しお答えを申し上げてお尋ねがありました。

政府として別に大企業を特別に優遇した施策をとっているわけではありませんけれども、規制緩和を初めとした経済構造改革などを通じて、企業

は、雇用や所得がふえる、そして消費も拡大す

る、経済の好循環が生じて我が国の経済の回復に役立つものだと考えております。

次に、消費税率の引き上げに踏み切る気はあるかというお尋ねがございました。

消費税率の引き上げを含む平成六年秋の税制改

革は、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものであり、我が国の将来を考えるときに極めて重要な改革だったと考えました。

そこで、引き下げは考えておりません。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 中川智子君。

(中川智子君登壇)

○中川智子君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、第二回ASEMに出席されました橋本総理に対しまして、今会合の意義、我が国の意欲及び景気対策について質問をいたします。

二年前の一九九六年三月一日、パンコクにおいて初めてのASEMが開かれ、その際、アジアとヨーロッパの共通の未来像が共同コミュニケとしてまとめられ、そして東南アジア十カ国が締結

た非核兵器地帯条約に留意し、完全な軍縮を究極目標としまして世界的な核兵器削減のために最大限の努力を追求する決意を再確認いたしました。

これは、アジア・欧州の各国が、アメリカの一極支配に不安を抱き、多極的な関係を維持しながら、今までにない平和的な共存関係を生み出して

いこうという意図のあらわれにほかなりません。

また、大戦後のアジアに影響力を行使し続けたアメリカの手法が、自国の利益優先、そして価値観の強引な押しつけにあって、このくびきから脱

展のために必要だという認識が、EUとの連携への熱意となつたことは明白であります。

しかし、今日見られるアジアの金融危機・通貨危機の多くの国は、各國の金融財政の制度の不

備、バブル的な経済発展による富の偏重というア

ンバランスに起因するものでした。それだけに、

各國はIMF体制の主導国であるアメリカの顔色をうかがわざるを得ない状況があり、それはASEMにおけるアジア側の足並みの乱れに象徴的に見られました。

先週のロンドンでの第二回会合は、アジアの通貨危機に代表される金融経済危機に対して主に議論が集中し、ブレア首相の提唱したASEM信託基金、IMFに六〇%を出資するASEMのインシアチブなどが提案されたものの、いずれも明確な方向性を打ち出すまでには至りませんでした。そこで、総理に伺います。冒頭述べました第一回のASEMの志を踏まえ、アジアの一国であり、同時に先進経済国日本に、どのような役割と責任が求められたと思われますか、お聞かせください。

次に、今回のASEMはインドネシアのスハルト大統領、フィリピンのラモス大統領は欠席でした。それゆえ人目についたというような皮肉な結果となりましたが、このアジアの足並みの乱れについては、総理はどのような感想をお持ちでしようか、そしてまた、その原因はどこにあるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

トト大統領、インドネシア情勢について伺います。私はインドネシアとは個人的に深い深いきずなで結ばれておりまして、かの地にはたくさんの友人がいて、現状況下での生活不安が生の声として私のものとに届いております。その多くはスハルト政権下でのファミリー企業への怒りであり、その理不尽な抱え込み政策です。

そこで伺いますが、スハルト体制のファミリー企業の実態に対し、IMFを含め、改革が求められています。同国に公私ともに大きな権益を有する日本政府は、この問題にどのように対応していくのか、明確な姿勢を示していただきたいと思います。統いて、外交問題についてお尋ねいたします。

今回のASEMにおいては、アジア、欧州の新しい指導者が顔をそろえたわけですが、とりわけ

中国の朱鎔基首相、韓国の金大中大統領らの活躍な外交が報道を通じて関心を呼んでおります。総理自身、その場に出席されて、どのような感想をお持ちになりましたか、ちょっとお聞かせください。

特に、金大中大統領は、日韓の新しいパートナーシップを築くことを積極的に提案しました。多くの悔恨を残す両国の過去の問題に対しても、積極的に両政府が関与し、解決に向けて努力していくことで新しい関係をつくり出そうという姿勢には、感動すら覚えました。

そこで総理に伺います。総理は、この中国、韓国、そして北朝鮮の意欲的な外交姿勢に対し、どのようにこたえ、連携しながら、北東アジアの新しい秩序にかかわっていこうとされているのか、お聞かせください。

また、ASEAN各国との関係を強めていくため、日本は、中国及び韓国とのパートナーシップはもとより、アジアの新しい秩序づくりに積極的に乗り出していく必要があると思われますが、いかがでしょうか。

社会民主党は、従来から、この北東アジアでの非核地域構想を軸に新しい共存の枠組みを各國各方面に構築していくべきだと考えています。総理の御意見を伺います。

さて、総理、景気対策でございますが、今回、ロンドンにおいて総理は、景気対策に対する方向転換を図り、十六兆円規模の大型の補正予算を組むことを表明され、ASEMにおいても各國に約束されました。しかし、その方向は、景気対策のかなめであります消費マインドを刺激するものでない意味がないと私どもは考えております。これまで二兆円の所得減税を実行しましたが、残念ながら、それは全くと言っていいほど消費マインドを刺激するには至りませんでした。一方、銀行の貸し渡りの中で、中小零細企業へのしわ寄せは、おぼれた人間がわらさえつかないような最

悪の状況となっています。

社会民主党は、この状況に対し、消費者の怒り、中小零細業者の絶望的なうめきを率直に受け取り、大型所得税減税の継続と消費税の飲食料費にかかる税の免税策を実現することで景気浮揚を図ることが、最大にして緊急の課題だと確信いたします。この双方を実現すれば、減税で四兆円、消費税分の戻し税で一兆円から一兆五千億円が可能であり、国民には最高十八万円規模の還元が実現いたします。

また、貸し渡り対策として政府系金融機関の貸出し条件を緩和しなければ借りられないという苦情が多く寄せられています。この条件を緩和して貸し出することで、中小零細業者の救済が求められます。

総理に伺います。景気対策として、消費を促進するため、減税のみならず消費税の戻し税措置による内需拡大政策を大胆に実行すべきだと考えますが、いかがでしょう。やりましょうといふ声をお待ちしております。政府系金融機関の貸し出し条件の緩和策についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

そして、公共事業の支出に対しても、従来のプロジェクト方式を改めて、生活関連施設への補助金創設など、人々の暮らしの向上に密接に関連し、それが消費へと導かれるような事業を開拓していくべきだと思いますが、総理はいかがお考えでしょうか。

最後に総理、外は接が満開です。しかし、ことしの花見はいつものように心楽しく見られないという国民のこの生活不安をどれだけ深刻に、また重く受けとめていらっしゃるでしょうか。

新聞で、首相の一日というのを時々見ていたのですが、どこで、いつ、だれと語らって人々の苦しい思いを、生活の大変さを受けとめていらっしゃるでしょうか。マーク・トウェーンの「王子」と乞食」の王子のように、そして「ローマの休日」

のオードリー・ヘップバーンが演じた王女のよう

に町に出てみてください。いつもと違う髪型にしてサングラスなどをかけてボロシャツで電車に乗って、そして町に出てみてください。下町の商店街、機械油や汗のにおいの漂う零細工場のひしめく町で懸命に働いている人々の声を実際に聞いてみてください。その人たちの声を受けて、今私たちは重大な決断をし、一步一步前に進んでいくべきではないでしょうか。それが国民の信頼を回復する手だてになると私は思います。

一国の長である総理に心からのお願いを込めて、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 中川議員にお答えを申し上げます。

まず、ASEMにおける我が国の役割と責任というお尋ねがありました。

第一回の会合以来、アジアに属し欧州との関係も深い我が国には、アジアと欧州の橋渡しとしての役割が求められてきました。今回のASEMにおきましては、日本はタイとともにアジア側の調整国の一つとして中心的な役割を担い、ロンドンでアジア側の首脳会合を主催し、そこでまとめて上げた意見を持って総会に臨む等、会合の成功に向けての努力を行ってまいりました。

また、ASEMの会合におけるアジア側の足並みの乱れというお話がありましたが、本会合に先立ち、アジア側の首脳のみでの会合を持つて、アジア経済、ユーロ、新規参加問題、さらにEUの拡大等に対するアジア側の懸念なども含めまして、アジア側の方針を調整した上で本会合に臨みましたので、アジア側で足並みが乱れたという事実はありません。





方メートルの檜皮が必要といわれている。しかし、檜皮の供給量は、年間約一千七百四十平方メートルという試算があり、必要量の半分にも及ばない。ましてや、未指定文化財を含めた必要量約七千八百平方メートルからみれば二十九%足らずである。故に銅屋根に変えたり、部分的修理で延命の措置がとられたりしている。また、赤皮(伐採した檜から採取するもの)によって施工されているが、油脂分が少ないため耐久性に劣り、葺き替え周期が短く、所有者にとては維持するのに困難をもたらしている。

（1） 文化財保護関係者の試算によれば、全国の伝統的建造物の檜皮葺に必要な檜林の採取面積は、指定・未指定文化財あわせて、約三千三百四十ヘクタールが必要といわれている。ところが、現在の檜皮採取林の面積は約六百六十八ヘクタールであり、その差約一千六百七十二ヘクタールの檜林面積が必要となっている。

（2） 国立大学演習林の檜皮提供への共同研究が始まつたが、どの程度確保できるか不明である。全国の国有林で、樹齢八十年以上の檜林の面積は、約一万二千四百ヘクタールあるといわれている。

（3） 安定的な檜皮の確保のため、国有林の一定部分を檜皮提供林として位置づけられるよう研究すべきだと考えるがどうか。

（4） 民有林での採取の場合、最近、皮を剥ぐときヤニツボができる、剥いだ年は日焼けして色目が悪い。また、下枝を落すと外見上無節に見えるなどの理由で、皮剥ぎを断る山元が生まれている。建築資材として檜に与える影響を科学的に解明し、安心して採取に協力できる環境を整えるよう専門家の協力なども得て対策を講ずるべきだと考えるがどうか。

（5） 檜皮を採取する樹齢は、直径一尺程度でおおむね百年以上、三百年までがもともと適しているといわれている。ところが山元は、

六十年をめどに出荷するというサイクルになつてゐるため、檜皮の提供林は極めて制限される。

また、檜皮の採取は十年に一回の割合で採取できるといわれている。原皮師から山元に支払われる礼金はわずかであり、そのため百年以上三百年の樹齢にたいし、十年に一回という条件下で檜皮確保に協力してくれる山元は少ない。

#### 国宝等重要文化財の保存修理補助制度などを拡大し、これら文化財保護のための材料

提供に協力する山元にたいしても、補助の対象にするよう検討すべきだと考えるがどうか。

さらに、相続税の負担が山元の山林処分の理由の一つになっている。そこで檜皮提供山元に限り、租税特別措置法第七十条の六(農地等についての相続税の納税猶予等)のように相続税の軽減のため特別措置を検討すべきだと考えるがどうか。

（2） 原皮師の作業条件、労働条件の向上も原皮師の確保に欠かせない。後継者を育てるためにも身分保障、社会保険や週休など福利厚生がたいてつである。この面での支援とあわせ、我が国の文化を後世に伝える重要な役割を担つてゐる原皮師の仕事を、周知、宣伝する事業を積極的におこなっていくことが重要だと考えるがどうか。

右質問する。

（2） 原皮師の作業条件、労働条件の向上も原皮師の確保に欠かせない。後継者を育てるためにも身分保障、社会保険や週休など福利厚生がたいてつである。この面での支援とあわせ、我が国の文化を後世に伝える重要な役割を担つてゐる原皮師の仕事を、周知、宣伝する事業を積極的におこなっていくことが重要だと考えるがどうか。

（3） 内閣総理大臣臨時代理 平成十年四月三日

内閣衆質一四二第一八号

内閣総理大臣臨時代理

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員寺前嚴君提出伝統的建造物の檜皮葺に欠かせない檜皮不足問題に関する質問に対する答弁書

#### 〔別紙〕

衆議院議員寺前嚴君提出伝統的建造物の檜皮葺に欠かせない檜皮不足問題に関する質問に対する答弁書

#### （1） について

（1） 文化財の次世代への承継・発展事業の中、「文化財の保存修理及び伝統文化の後継者養成確保」において、原皮師の技術を文化財の保存すべき技術として認定し、國の責任で原皮師の育成、教育の拡充をはかる必要があると考えるがどうか。

（2） 文化財の次世代への承継・発展事業の中、「文化財の保存

また、社団法人・全国社寺等屋根工事保存会が運営する研修所の教育過程で、原皮師の作業が位置づけられているが、原皮師の子息がただ一人修了し、原皮師に従事しているにすぎない。

（3） について

（3） 伝統文化の後継者養成確保は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第三十五条第一項、第九十五条第五項及び第九十五条の三第三項の規定に基づき、重要文化財の所有者が行う保存修理に要する経費に対して補助するものであり、材料提供に協力する山元に対しでは、補助制度上の趣旨から補助することはできないと考えている。

（4） について

（4） 伝統文化の後継者養成確保は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第三十五条第一項、第九十五条第五項及び第九十五条の三第三項の規定に基づき、重要文化財の所有者が行う保存修理に要する経費に対して補助するものであり、材料提供に協力する山元に対しでは、補助制度上の趣旨から補助することはできないと考えている。

（5） について

（5） 伝統文化の後継者養成確保は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第三十五条第一項、第九十五条第五項及び第九十五条の三第三項の規定に基づき、重要文化財の所有者が行う保存修理に要する経費に対して補助するものであり、材料提供に協力する山元に対しでは、補助制度上の趣旨から補助することはできないと考えている。

官 報 (号 外)

存・伝承を図っているところである。  
原皮師の技術は「檜皮葺技術」を構成する要素であり、「檜皮葺技術」は選定保存技術として選定されている。

また、後継者の養成研修についても、選定保存技術「増皮事技術」の保存団体である社団法人全国杜寺等屋根工事技術保存会に対し助成を行っているが、同保存会とも協議しながら、更にその研修の充実に努めてまいりたい。

法(昭和三十七年法律第二百五十一号)第二百四十四条に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなして、それぞれ国家公務員共済組合法第二百四十二条の二又は地方公務員等共済組合法第二百四十二条の規定を適用する。

4 この法律は、公布の日から施行すること。  
議案の可決理由  
の罰則の適用については、法令により公務に  
従事する職員とみなすこと。

本案は、平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会の内閣で選出された議論を主に記載する。

右報告する。

この法律は、公布の日から施行する。

平成十四年に開催されるワールドカップサッカーワーク

カー大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例を設ける等の必要に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

## 平成十四年ワールドカップサッカー大会特 別音量表記（用語解説）二回十回報音量

## 一 議案の目的及び要旨

るワールドカップサッカー大会(以下「大会」と

な特別措置を定めるもので、その主な内容は次

1 財団法人二〇〇一年ワールドカップサッ

という。)が調達する大会の準備及び運営に必要な資金(二社一社二三七寄附目的二二二二万四千五百元)

金付郵便切手などを発行できるようになります。

2 組織委員会に出向する公務員が退職手当などの計算上不利益を被らないよう措置すること

3 組織委員会の役員及び職員は、刑法その他

平成十年四月七日 衆議院会議録第一五六号

昭和四年四月一日法律別冊第一号

替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

平成十年四月七日 衆議院会議録第一二六号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（第三百四十四回議会、石井一君外二名提出）及び同報

—

報告書  
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加入に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する

## 議案の目的及び要旨

本案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、その出資の額の増額に応じるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1. 政府は、国際通貨基金に対し、百三十三億一千二百八十万特別引出権に相当する金額(現行は八十二億四千五百五十万特別引出権に相当する金額)の範囲内において出資することができる。こととする。

2. この法律は、公布の日から施行することとする。

なお、増資額(五十億七千三百三十万特別引出権に相当する金額)については、その二十五パーセントは特別引出権等により、残りの七十五パーセントのうち〇・二五パーセントは円現する。

## ハニカム法の一節を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

由次中第三十条（選舉人名簿の再調製）を

公職選舉法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

に対する本法の適用関係)」を「第二百八十九条の三(選挙に関する期日の国外における取扱い)に、(選挙が行われることの国外における周知)」に改める。

第十一條第三項中「住所を有するもの」の下に  
「又は他の市町村において第二十條の六(在外選舉  
人)の規定

人名簿の登録)の規定による在外選挙人名簿の登録がされているもの」を加える。  
第四章の次に次の「一章を加える。

第四章の二 在外選挙人名簿

第三回 賈雨村夤緣到京師，林黛玉初進大觀園

**第三十一条の二** 市町村の選舉管理委員会は、選舉投票の結果を公表する前に、在外選舉人名簿のほか、在外選舉人名簿の調製及び保管を行ふ。

3 市町村の選挙管理委員会は第三十条の五

いう。(以下同じ。)又は本籍、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

所(選挙人が国外へ住所を移す直前に国内において作成された住民票に記載されていた住所を

第三条の三 在外選舉ノ行籍は方ニ正名籍とする。

(在外選舉人名簿の様式等)

（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

分けて数投票区を設けた場合には、在外選挙人名簿を編製する投票区を指定しなければならない。

4 前二項に規定するもののほか、在外選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。  
 (在外選挙人名簿の被登録資格)

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民(第一條(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)又は政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しない者を除く。)で、引き続き三箇月以上国外に住所を有するもの(将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。)について行う。

## (在外選挙人名簿の登録の申請)

第三十条の五 前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定めるところにより、文書で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

一 申請の時において国外へ住所を移した日後五年を経過するに至つてないもの 最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会

二 前号に掲げる者以外の者 申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、当該申請をする者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)(当該住所を管轄する領事官がない場合

合その他特別の事情のある場合には、命令で定める領事官)を経由してしなければならない。

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟)

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めることにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の資格に関する意見を付して、直ちに、同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録)

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、選挙権を有する者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の九 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一條(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者)に対する選挙権及び被選挙権の停止)若しくは政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者について国内外の市町村において住民票が新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの方を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、総選挙開始の日前

三日までに総選挙の場所を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

四 将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等)

第三十条の十一 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の確認)

2 第二十九条(通報及び閲覧等)の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他の便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(在外選挙人名簿に関する本籍地の市町村長からの通知)

第三十条の十二 在外選挙人名簿に登録されている者の本籍地の市町村長は、その者につき、国内の市町村において住民票が新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十三 第三十条(選挙人名簿の再調製)の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

二

(在外選舉人名簿の登録に関する政令への委任)

定するもののか、第三十条の五在外選挙人名簿の登録の申請第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選舉人名簿」の下に「又は在外選舉人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「いたる」に改め、同条第二項中「選舉人名簿」の下に「又は在外選舉人名簿」を加える。

報 · (号 外)

官

第四十九条の二 選挙人名簿に登録されている選挙人で衆議院議員又は参議院議員の選挙の当日国外の住所に居住中であるべきことにより自ら投票所に行き投票をすることができないものの投票については、政令で定めるところにより、第四十二条(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)第一項ただし書、第四十四条(投票所においての投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条(投票の記載事項及び投票)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票を受けることができる。

め、同条第二項中「選挙人」を「選挙人名簿に登録されている選挙人に」、「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

す、投票用紙の送付を政令で定めるところにより市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に付記した国外の住所において受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、行わることができる。

在外選挙人名簿に付記した国外の住所において受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵便する方法により、行わせることができる。

二 選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監禁、少年院若しくは婦人補助院に収容中であるべきこと。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の母  
定める。

三 交通至難の島その他の地で自治省令で定め  
こと。

**第四十九条の二** 在外選挙人名簿に登録されてい  
る選挙人で衆議院議員又は参議院議員の選挙  
において投票しようとするものは、政令で定

**第四十九条の四** 前条第一項の選挙人で国内にあるものの投票については、政令で定めるところ

る地域に居住中若しくは滞在中又はその地域において職務若しくは業務に従事中であるべきこと。

めることにより、第四十四条(投票所においての投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条(投票の記載事項及び投票)

により、第四十四条(投票所においての投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条(投票の記載事項及び投票第一項から第三項まで)

四 選挙人がその在外選挙人名簿の属する市町村の区域の属する都道府県の議会の議員の選挙区の区域外の住所に居住中であるべきこ

一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)の規

項まで、第四十八条(代理投票)及び次条の規定にかかるらず、その登録されている在外選挙人

第三百四十九条(不在者投票)第一項の規定は、前と。

官 報 (号 外)

条第一項の選挙人で国内にあるものについて準用する。この場合において、第四十九条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の四(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票)第一項及び第二項」と、「その現在する場所において」とあるのは「在外選挙人証を添え投票用紙の請求をして投票用紙の送付を受け、その現在する場所において」と読み替えるものとする。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を、「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改め

第一百九十四条第一項及び第一百九十五条中「選挙運動」を「選挙運動(国外においてする選挙運動を除く。)」に改める。

第一百三十六条第一項中「選挙人名簿に登録をさせた者」を「選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に登録をさせ又は第四十九条の二(不在者投票)第一項若しくは第四十九条の三(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)第二項に基づき選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に投票用紙送付を受ける国外の住所として虚偽の住所を付記させた者」に改める。

第一百四十七条中「超えて選挙運動」の下に「(国外においてする選挙運動を除く。)」を加える。

第二百五十五条の見出し中「不在者投票」を「不在者投票等」に改め、同条第一項中「第一項」の下に「又は第四十九条の四(在外選挙人名簿に登録さ

は第一項」を加え、同条第一項中「第四十九条第二項」の下に「(第四十九条の四第三項において準用する場合を含む。)」を加え、第十六章中同条の次に次の二条を加える。

(在外投票の場合の罰則の適用)

票)第一項又は第四十九条の二(在外選舉人名簿に登録されている選舉人の在外投票)第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長はこれを投票管理者、この法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長の権限に属させられた事務に従事する在外公館の職員はこれを選舉管理委員会の職員、その投票を記載すべき場所はこれを投票所、その投票に立ち会うべき者はこれを投票立会人、選舉

第一二百五十五条の三 第二百二十一条(買収及び利害誘導罪) 第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪) 第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪) 第二百二十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪) 第二百二十四条の二(おとり罪) 第二百二十四条の三(候補者の選定に関する罪) 第二項及び第二項、第二百一十五条(選挙の自由妨害罪) 第二百一十六条(職権濫用による選舉の自由妨害罪) 第二百一十七条(投票の秘密保持罪) 第二百一十八条(投票干渉罪) 第二項、第二百一十九条(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、脅迫罪等) 第二百二十一条(多数人の選挙妨害罪) 第二百二十二条(凶器携帯罪) 第二項、第二百二十三条(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪) 第二百二十四条

動罪)中第二百二十一條第一項、第二百二十三條第二項及び第二百二十八條第一項に係る部分、第一百三十七条(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第四項並びに第二百四十一條(選舉事務所設置違反、特定公務員等の選舉運動の禁止違反)(第二百三十六条(特定公務員の選舉運動の禁止)の規定に違反して選舉運動をした者に係る部分に限る。以下同じ。)の規定を適用する。  
(国外犯)

四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製に要する費用 第二百六十九条の次に次の二条を加える。  
(選挙に関する期日の国外における取扱い)  
第二百六十九条の一 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。  
(選挙が行われることの国外における周知)  
第二百六十九条の三 領事官は、衆議院が解散された日又は衆議院議員若しくは参議院議員の任期終了の日の六十日前の日以後、速やかに、当該領事官の管轄区域内に住所を有する者で政会議で定めるものに対する葉書の送付その他選挙に対し選挙が行われる旨を周知させるための措置をとるよう努めるものとする。

での間における当該投票に関する行為を行う場所はこれを投票所とみなして、第二百一十一条（買収及び利害説導罪）第二項、第二百一十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害説導罪）第一項、第二百一十六条（職権濫用による選挙の自由妨害罪）、第二百一十八条（投票干渉罪）第一項、第二百三十四条（選挙犯罪の煽動

(選舉犯罪の煽動罪) 第二百三十五条(虚偽表示罪) 第二百三十五条の五(氏名等の虚偽表示罪) 第二百三十七条(詐偽投票及び投票権の行使を妨害する罪) 第二百三十七条の二(代理投票の偽造、増減罪) 第二百三十七条の三(代理投票の偽造、増減罪) 第二百三十九条(事前運動) 第二百三十九条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反) 第二百三十九条の三(選挙権及び被選挙権者を有しない者の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。) 第二百三十九条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反) 第二百三十九条の三(選挙権及び被選挙権者を有しない者の選挙運動の禁止)の規定は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用する。

第二百六十三条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製に要する費用

第二百六十九条の次に次の二条を加える。

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。

(選挙が行われることの国外における周知)

第二百六十九条の三 領事官は、衆議院が解散された日又は衆議院議員若しくは参議院議員の任期終了の日の六十日前の日以後、速やかに、当該領事官の管轄区域内に住所を有する者で政会議で定めるものに対する葉書の送付その他選挙人に対し選挙が行われる旨を周知させるための措置をとるよう努めるものとする。

第二百七十条中「基く」を「基づく」に、「第二十九条第三項(選挙人名簿の修正に関する調査の請求)の規定による選挙人名簿」を「第二十九条(通報及び閲覧等)第三項の規定又は第三十条の十一(在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等)第二項において準用する第二十九条第三項の規定による選挙人名簿又は在外選挙人名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条の二(不在者投票)第一項若しくは第四十九条の三(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対する行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

## 官報(号外)

第二百七十二条の五 天災その他避けることのできない事故により第四十九条の二(不在者投票)又は第四十九条の三(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)の規定による投票をこれらの条に定める期間内に行なうことができないときは、更に投票を行わないものとする。附則第三項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

附則に次の二項を加える。

6 当分の間、第三十条の六第二項、第三十条の七及び第四十九条の二から第四十九条の四までの規定は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の補欠選挙及びこれに係る

再選挙には、適用しない。

### 附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定中第三十六条の六第二項に係る部分、第四十九条の二から第四十九条の四までに「並びに第二百五十二条の三」を、「第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改め、同項の表第四十九条第一項の項中「次条」を「第五十条」に改める。

第二百六十九条の三に係る部分及び附則に一項を加える改正規定は公布の日から起算して一年を超えていない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に三条を加える改正規定中第二百六十九条の三に係る部分及び附則に一項を加える改正規定は公布の日から起算して一年を超えていない範囲内において政令で定める日から附則第八条の規定は公布の日から施行する。

第二百六十九条の三に係る部分及び附則に一項を加える改正規定は公布の日から起算して一年を超えていない範囲内において政令で定める日から附則第八条の規定は公布の日から施行する。

### (漁業法の一部改正)

第三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のよう改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「並びに第四十六条の二」を、「第四十六条の二並びに第四十七条の二」を、「第四十六条の二並びに第四十七条の二」を削る。

### (住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のよう改正する。

第十二条中「(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域は、外務省令で定める。

### (戸籍の附票の記載事項の特例)

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

### (市町村の選挙管理委員会の通知)

第十九条の二 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、選挙なくその旨を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

### (北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第七条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條の二 領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理

する者を含む。以下同じ。)の管轄区域は、外務省令で定める。

### (外務省設置法の一部改正)

第五条 外務省設置法(昭和十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條の二 領事官(領事官の職務を行う大

使館若しくは公使館の長又はその事務を代理

する者を含む。以下同じ。)の管轄区域は、外

め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 当分の間、北方地域に本籍を有する者についての公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第十二条第三項(政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第二十八条第四項で準用する場合を含む。)及び第三十条の十二の規定に基づく通知に関する事務並びに公職選挙法第三十条の二に規定する在外選挙人名簿に関する市町村の選挙管理委員会の事務は、他の法令の規定にかかるらず、自治大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長及び選挙管理委員会のうちから指名したものが行う。(他の法令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、別に法律及び政令で定める。

理由

多数の国民が国外に居住し、かつ、これらの者が選挙権を行使することができない現状にかんがみ、これらの者について選挙権を保障するため、在外選挙人名簿の登録を創設し、その登録を受けた者が、衆議院議員又は参議院議員又は参議院議員の選挙において、在外公館において投票を行うことができる」とするほか、在外公館において投票を行なうことには郵便による投票を行うことなどもできる」とする。

本案は、多数の国民が国外に居住し、かつ、これらの者が選挙権を行使することができない現状にかんがみ、これらの者について選挙権の行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の制度を創設し、その登録を受けた者が、衆議院議員又は参議院議員又は参議院議員の選挙において、在外公館において投票を行うことができる」とするほか、在外公館における投票が困難な場合には郵便による投票を行うことなどもできる」とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 在外選挙人名簿の調製等

(1) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行つるものとする。

(2) 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とするものとすること。

(3) 在外選挙人名簿の登録は申請に基づくものとすること。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙、参議院議員の通常選挙のそれについるものとすること。

(1) 在外選挙人名簿は、カード式名簿とするものとすること。

(2) 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最终权住所(選挙人が国外へ住所を移す直前に国内において作成された住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。)又は本籍、性別及び生年月日等を記載するものとすること。

(3) 在外選挙人名簿の被登録資格

在外選挙人名簿の登録は、年齢満二十歳以上の日本国民で、引き続き三箇月以上国外に住所を有するものであつて、将来国内に住所を定める意思を有すると認められるものについて行うものとすること。

(4) 在外選挙人名簿の登録の申請

この被登録資格を有する者は、次の区分による投票を行うこととしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 在外選挙人名簿に係る縦覧等

在外選挙人名簿に係る縦覧、在外選挙人名簿の登録の抹消等について、所要の規定の整備を行うものとする。

2 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票

在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、選挙権を行使するに至つていない者で、公館であることその他特別の事情があると認める場合は、あらかじめ指定する日までの間に、自ら在外公館(著しく多数の日本国民が住所を有する地域に設置されている在外公館その他の指定する在外公館を除く。)(2)において同じ。)の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して投票をしなければならないものとする」と。

(1) 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、選挙権を行使するに至つていない者で、公館であることその他特別の事情があると認める場合は、あらかじめ指定する日までの間に、自ら在外公館(著しく多数の日本国民が住所を有する地域に設置されている在外公館その他の指定する在外公館を除く。)(2)において同じ。)の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して投票をしなければならないものとする」と。

## (2) 郵便投票

(1) の選挙人で在外公館の所在地から遠隔である国外の地域にその住所を有することその他の政令で定める事由のあるもの

の投票については、(1)によるほか、在外選挙人証(市町村の選挙管理委員会が郵便投票によることができる旨等の記載をしたものに限る。)を添えて投票用紙の請求をし、市町村の選挙管理委員会が在外選挙人名簿に付記した国外の住所において投票用紙の送付を受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、行わせることができるものとすること。

## □帰国の際の投票

(1) の選挙人で国内にあるものの投票について、現行の不在者投票に準じた方法により、在外選挙人証を提示させ又は添えさせて行わせることができるものとすること。

## 投票

選挙人名簿に登録されている選挙人の在外院議員又は参議院議員の選挙の当日国外の住所に居住中であるべきことにより自ら投票所に行き投票をすることができないものとの投票については、2の(1)に準じた方法により、在外公館投票又は郵便投票を行わせることができるものとすること。

4 対象とする選挙  
当分の間、2及び3の投票は、衆議院小選

## 案(第百四十回国会、内閣提出)及び同報告書

## 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、内閣提出)及び同報告書

## 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、内閣提出)及び同報告書

を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 二 議案の否決理由

本案は、多数の国民が国外に居住し、かつ、これらの者が選挙権行使することができない現状にかんがみ、これらの者について選挙権の行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の制度を創設し、その登録を受けた者が、衆議院議員又は参議院議員の選挙において、在外公館において投票を行うことができる」とするほか、在外公館において投票が困難な場合には郵便による投票を行うこともできる」とする等の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 四 見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して上杉自治大臣より「政府としては、遺憾ながら賛成したいと考える。」旨の意見が述べられた。

右報告する。  
平成十年四月三日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 葉梨 信行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

右  
平成九年六月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

公職選挙法の一部を改正する法律案

右  
平成九年六月十日

## 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙、参議院議員の通常選挙のそれぞれに

天災その他避けることができない事故により、在外投票を所定の期間内に行なうことができないときは、更に投票を行わないものとするほか、在外投票等の扱い等

時間、在外選挙人名簿の調製に要する経費等に対する財政措置等について、所要の規定の整備を行うものとすること。

## 6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、2の在外選挙人名簿に登録されている者の投票及び3の選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票については、公布の日から起算して一年

## 7 第二十二条(選挙人名簿の再調製)

第二十三条(在外選挙人名簿(第二十条の二—第二十一条の二))

第二十四条(在外選挙人名簿の登録に関する訴訟)

第二十五条(在外選挙人名簿の表示及び訂正)

第二十六条(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第二十七条(在外選挙人名簿に係る総覧)

第二十八条(在外選挙人名簿の登録に関する訴訟)

第二十九条(在外選挙人名簿の登録に関する文書の閲覧)

官 報 (号 外)

条の十五

に、「第四十一条（選挙人名簿の登録と投票）」を「第四十一条（選挙人名簿又は在外等）」

閱覽等

國學

投票の場合の罰則の適用)  
外投票の場合の罰則の適用)に、「第一百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)」を「第二百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)」に、「第一百七十二条(選舉に関する期日の国外における取扱い)」に、「第一百七十二条(選舉に関する期日の国外における取扱い)」に改め  
る。

第十一一条第三項中「住所を有するもの」の下に「又は他の市町村において第三十二条の六（在外選挙人名簿の登録がされているもの）を加える。

第四章の次に次の二章を加える。

**第三十条の二** 市町村の選舉管理委員会は、選舉人名簿のほか、在外選舉人名簿の調製及び保管を行つ。

2 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものと

2

2 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所(選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。)又は申請の時(選挙人が第三十条の五(在外選挙人名簿

う。  
有するもの(将来国内に住所を定める意思を  
有する者と認められる者に限る)について行

請の時(選挙人が第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定による申請書を同条第一項に規定する領事官又は同項に規定する外務省令・自治省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ)における本籍、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

3 市町村の選舉管理委員会は、市町村の区域を分けて數投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿を編製する一

4 以上の投票区を指定しなければならない  
前三項に規定するもののほか、在外選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿の登録の申請に関し当該申請をする者の住所を管轄する領事官(当該申請をする者は、在日日本人の場合は日本国籍の者)に提出する。

**第三十条の四** 在外選挙人名簿の登録資格  
　　選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民(第十一条)選挙権及び被選挙権を有する者は、在外選挙人名簿の登録資格を有する。

該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として外務省令・自治省令で定める地域にあつては、外務省令・自治省令で定める者。(以下この章において同じ)を経由してし

しない者第一項若しくは第一百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の剥奪)又は政治資金規正法第二十八条(政治資金

3 前項の場合において、領事官は、政令で定め  
るところにより、第一頁の規定による申請書に  
なければならぬ。

の名前に入りて政治資金規正法第一ノ条政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しな

その申請をした者の資格に関する意見を付して、直ちに、当該申請をした者の最終住所の所

い者を除く)で、在外選舉人名簿の登録の申請に關しその者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はそ

在地の市町村の選挙管理委員会(当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の

の事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域(在外選挙人名簿の登録の申請に関する領

時におけるその者の本籍地の市町村の選舉管理委員会)に送付しなければならない。

事官の管轄区域として外務省令・自治省令で定める区域をいう。)内に引き続き三箇月以上住所

(在外選挙人名簿の登録)

第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、総監開始の日前の在外選挙人名簿を告示しなければならない。参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外選挙人名簿に登録されている者であるとの証明書(以下「在外選挙人証」という)を交付しなければならない。

(在外選挙人名簿に係る総監)

第三十条の七 市町村の選挙管理委員会は、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経田領事官(当該在外選挙人名簿に登録した者に係る第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。)の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名稱及び生年月日)を記載した書面を総監に供さなければならぬ。

2 第二百三十二条(争訟の処理)、第二百四十四条(選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)第一項

2 市町村の選挙管理委員会は、総監開始の日前三日までに総監の場所を告示しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十条の八 第二十四条(異議の申出)第一項及び第二項の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第五十五条(審査請求書の記載事項)第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一条(補正)、第二十五条(審理の方式)、第二十六条(証拠書類等の提出)

第三十一条(職員による審理手続)、第三十六条(手続の併合又は分離)、第三十九条(審査請求の取下げ)並びに第四十四条(証拠書類等の返還)の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3 第二百四十四条(争訟の提起と処分の執行)の規定は、第一項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する訴訟)

第三十条の九 第二十五条(訴訟)第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、

同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十条の八(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)第一項」において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日(政令で定める場合に、郵送に要した日数を除く。)」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求とあるのは、「一の総監に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿からの抹消に

関し争う数個の請求」と読み替えるものとす

る。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

たことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力に関する訴訟)若しくは第二百八条(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(公職の候補者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟)の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関する第二百七条

若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求とあるのは、「一の総監に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿からの抹消に

関し争う数個の請求」と読み替えるものとす

る。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

たことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、

これらの人を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる場合に該当するとき

は、その旨を告示しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

たことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の修正等に關する通知等)

たことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 市町村の長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの(以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という。)について戸籍に關する届書、申請書その他の書類を受理し

官報号外

若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他の市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他の市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 第二十九条(通報及び閲覧等)の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(在外選挙人名簿に関する文書の閲覧等)

第三十条の十三 領事官は、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

(在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十四 第三十条(選挙人名簿の再調製)の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)

第三十条の十五 第三十条の四(在外選挙人名簿の被登録資格)から前条までに規定するものの

若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他の市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他の市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 第二十九条(通報及び閲覧等)の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

「又は在外選挙人名簿」を加える。

第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿を加え、「次条」を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(在外投票)

第四十九条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものを除く。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票を記載する場所において行わせることができる。

3 第一項の選挙人の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において行わせることができることにより、第四十四条(投票所においての投票)、第四十八条(投票の記載事項及び投票)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び前条の規定にかかるわらす、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日前五日(投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ自治大臣が

ほか、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」、「到る」を「至る」に改め、同条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿を加え、「次条」を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

2 前項の選挙人で在外公館の長の管理する投票を記載する場所において投票をすることが著しく困難であるものとして政令で定めるものの投票については、政令で定めるところにより、同項前段の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

3 第一項の選挙人の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において行わせることができることにより、第四十四条(投票所においての投票)、第四十八条(投票の記載事項及び投票)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び前条の規定にかかるわらす、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日前五日(投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ自治大臣が

かじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。)に、自ら在外公館の長(自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。)の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して投票をしなければならない。この場合においては、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)第一項及び次条の規定は、適用しない。

第十八章中第三百五十五条の次に次の二条を加える。

「又は在外選挙人名簿」を加える。

第十八章中第三百五十五条の次に次の二条を加える。

「又は在外選挙人名簿」を加える。

2 前項の選挙人で在外公館の長の管理する投票を記載する場所において投票をすることが著しく困難であるものとして政令で定めるものの投票については、政令で定めるところにより、同項前段の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

3 第一項の選挙人の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務、第四十九条の二(在外投票)第一項に規定する在外投票に係る事務その他のこの法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長に属させられた事務に従事する在外公館の長及び職員並びに第三十条の五第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務に従事する者は、第三百三十六条(特定公務員の選挙運動の禁止)第一号、第三百二十一一条買収及び利害誘導罪)第二項、第三百二十三条公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)第二項、第三百二十六条職務濫用による選挙の自由妨害罪)第三項、第三百二十七条投票の秘密漏洩罪)及び第三百三十七条詐偽投票及び投票偽造・増減罪)第四項に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この章の規定を適用する。

規定による投票に関する選挙運動で、国外においてするものを除く。)を加える。

第一百三十六条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第二百四十七条中「超えて選挙運動」の下に「(専ら第四十九条の二(在外投票))の規定による投票に關してする選挙運動で、国外においてするものを除く。)を加える。

第二百四十九条の二(在外投票)の規定による投票に關してする選挙運動で、国外においてするものを除く。)を加える。

「又は在外選挙人名簿」を加える。

2 第百九十四条第一項及び第一百九十五条中「選挙運動」の下に「(専ら第四十九条の二(在外投票))の規定による投票に關してする選挙運動」を加える。

いは、その投票を管理すべき在外公館の長は投票管理者(第二百一十九条(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条(代理投票)第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

3 第二百五十五条の三 第二百一十一条(買収及び利害誘導罪) 第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪) 第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪) 第二百一十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪) 第二百二十四条の二(おとり罪) 第二百二十四条の三(候補者の選定に関する罪) 第一项及び第二项、第二百一十五条(選挙の自由妨害罪) 第二百一十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪) 第二百一十七条(投票の秘密保護罪) 第二百一十八条(投票干涉罪) 第一项、第二百一十九条(選挙犯罪の煽動罪) 第一项及び第二项に係る部分の規定を適用する。

4 第四十九条の二(第三項の規定による投票については、その投票を管理すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者(第二百一十九条に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条(代理投票)第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

5 第二百五十五条の二(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等) 第二百三十四条(投票干涉罪) 第一项及び第二项に係る部分の規定を適用する。

6 第四十九条の二(第三項の規定による投票については、その投票を管理すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者(第二百一十九条に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条(代理投票)第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

この規定による投票又はこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対しする行為は、政令で定めた時間内に行わなければならない。

二(公務員等の選挙運動等の制限違反) 第二項、二(公務員等の選挙運動所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反) (第二百三十六条(特定公務員の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。) 第二百四十六条(選挙運動に関する收入及び支出の規制違反) 第二号及び第五号並びに第二百五十二条(憲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の处罚) 第二項(重大な過失により、第二百四十六条(第三号及び第五号に限る。)の罪を犯した者に係る部分に限る。)の罪は、刑法第三条の例に従う。

二(百六十三条 第四号の次に次の二号を加える。)

2 前項の規定にかかるわらず、第四十九条の二(在外投票)第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対しする行為は、政令で定めた時間内に行わなければならない。

三(百七十二条の四の次に次の二条を加える。

(在外投票を行わせることができない場合の取扱い)

二(百六十九条の次に次の二条を加える。

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

四の三(第四十九条の二(在外投票)第一項又は第三項の規定により行われる投票に関する費用用)

6 政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十条の五第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)」と第二百六十九条の一(この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。)

二(百六十九条の二(代理投票における記載義務違反) 第二百三十八条(立会人の義務を怠る。) 第二百三十七条(虚偽投票及び投票偽造、増減罪) 第九条第三項(選挙人名簿の修正に関する調査の請求)の規定による選挙人名簿を「第二十九条(通報

基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とあるのは「申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」と、第三十条の七第一項中「領事官をいふ。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいふ」と、「最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいすれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名前及び生年月日)」とあるのは「及び生年月日」とする。

7 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第十一項中「市町村長は、そ

の市町村に本籍を有する者で」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)以下「特別措置法」という。)第十一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第三十条の十一第一項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有

する者で」と、前項の規定により読み替えて適用される第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時における特別措置法第十一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

8 当分の間、この法律の適用については、第三十条の三第二項中「一以上の投票区」とあるのは「投票区」と、第三十条の六第二項、第三十条の七第一項、第四十九条の二第一項及び附則第六項の規定により読み替えて適用される第三十条の七第一項中「衆議院議員又は参議院議員の選挙」とあるのは「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」と、第四十二条第一項中「登録されていない者」とあるのは「登録されていない者(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙)」と、第四十二条第一項中「登録されていない者」とあるのは「登録されていない者(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙については、第十一項第三項中「市町村長は、そ

の市町村に本籍を有する者で」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)以下「特別措置法」という。)第十一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第三十条の十一第一項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有

する者で」と、前項の規定により読み替えて適用される第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時における特別措置法第十一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

候補の場合の特例)を「第二百七十二条の四(再立候補の場合の特例)」を「第二百七十二条の四(再立候補を行わせることができない場合の取扱い)」

に改める部分に限る。)、第四章の次に一章を加える改正規定(第三十条の六第二項に係る部分に限る。)、第四十二条及び第四十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第五十五条、第五十六条、第一百九十四条第一項、第一百九十五条及び第二百四十七条の改正規定、第六章中第二百五十五条の次に二条を加える改正規定(第一百五十五条の二第二項から第四項までに係る部分及び第一百五十五条の三(第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十一条、第二百二十七条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分に係る部分に限る。)、第二百六十三条に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第二百六十三条第一項に係る部分に限る。()、第二百六十九条の次に三に係る部分に限る。)、第二百六十九条の次に一条を加える改正規定(第二百七十条に一項を加える改正規定(第四十九条の二第一項の規定による投票に係る部分に限る。)、第二百七十二条に三に係る部分に限る。)、第二百六十九条の次に三に係る部分に限る。)、第二百六十九条の次に三に係る部分に限る。)、第二百六十九条の次に三に係る部分に限る。)、第二百六十九条の次に三に係る部分に限る。)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(第四十二条(選挙人名簿の登録と投票)を「第四十二条(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)」に、「第四十九条(不在者投票)」を「第二百六十九条の二(指定都市に対する本法の適用関係)」を「第二百六十九条の二(選挙に関する期日の国外における取扱い)」に、「第二百七十二条の四(再立候補の場合の特例)」を「第二百七十二条の四(再立候補を行わせることができない場合の取扱い)」に改める部分に限る。)並びに附則第七条中漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第九十四条の改正規定(並びに第一百五十二条の三を「第二百五十五条の三、第二百五十五条の二及び第二百五十五条の三に改める部分及び第二百七十二条本文」を「第二百七十二条第一項本文」に改める部分

を除く。)、附則第八条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第一百七十九号)第十二条第八項及び第九項並びに第二十条の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定(同法附則第四項(同法第十七条第一項に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)並びに附則第九条中農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十二条の改正規定(「第四十六条の二」の下に「第四十九条の二」を加える部分に限る。)は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めることから施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第十二条第三項、第四章の二、第十六章(第二百四十七条及び第二百五十五条の二第二項から第四項までの規定並びに第二百五十五条の三の規定中第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十二条、第二百三十七条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分を除く。)、第二百六十三条第四号の二、第二百六十九条の二、第二百七十二条第一項及び同条第六項から第八項までの規定を除く。)及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経

## 官報(号外)

費の基準に関する法律の規定は、前条ただし書きに規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同条ただし書きに規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお從前の例による。

2 新法第十六章(第二百三十六条、第二百四十七条、第二百五十五条の二第一項から第四項まで及び第二百五十五条の三第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十二条、第二百三十五条の六第六項、第二百三十七条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分に限る。)を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日以前までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお從前の例による。

(在外選挙人名簿に係る経費に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日から附則第一条ただし書きに規定する規定の施行の日までの間ににおける新法第三十条の七第一項及び新法附則第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定について、これらの規定中毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が

行われる際とあるのは、「毎年四回」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四第四号(「中選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人名簿」を加える。)

第六条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四条)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

第三十九条 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する

第二十八条第四項において読み替えて準用される公職選挙法第十一条第三項の規定の適用について、同項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者である」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項若しくは第三項の規定による在外投票」を加え、同条第九項中

第一十三条第八項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を、「経費として」の下に「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている」を加え、同条第九項中「(昭和二十五年法律第百号)」を削り、「不在者投票」の下に「若しくは同法第四十九条の二第二项若しくは第三項の規定による在外投票」を加え、「同条第一項」を「同法第四十九条第二項」に改める。

第十三條の二の次に次の二条を加える。

(漁業法の一部改正)

第七条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「並びに

第四十六条の二」を、「第四十六条の二並びに第

四十九条の二」に、「並びに第二百五十二条の三」を、「第二百五十一条の三、第二百五十五条の二」を、「並びに第二百五十二条の三」とする。

第十三條の三 在外選挙に要する経費の額は、在外選挙人名簿の登録の申請を行つた者一人につ

いて千四百六十四円(本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請を行つた者については、四百十四円)とする。

4 衆議院小選挙区選出議員の選挙(衆議院比

例代表選出議員の選挙と同時に行われる場合

を除く。)又は参議院選挙区選出議員の選挙(参議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる場合を除く。)については、当分の間、

第十三條第八項中「選挙人名簿又は在外選挙人名簿」とあるのは「選挙人名簿」と、「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条

の二並びに第二百五十五条の三に、「第二百七十三条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改め、同項の表第四十九条第一項の項及び第四十一条第一項の項中「次条」を「第五十条」に改め(政令への委任)。

第十一条第一項中「この法律」の下に「(第十三条第八項を除く。)」を加え、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国会議員の選挙の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」とあるのは「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用する。

第三条に次の二号を加える。

十九 在外選挙特別経費

第十三條第八項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を、「経費として」の下に「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている」を加え、同条第九項中「(昭和二十五年法律第百号)」を削り、「不在者投票」の下に「若しくは同法第四十九条の二第二项若しくは第三項の規定による在外投票」を加え、「同条第一項」を「同法第四十九条第二項」に改める。

第十三條の二の次に次の二条を加える。

(在外選挙特別経費)

第十三條の三 在外選挙に要する経費の額は、在外選挙人名簿の登録の申請を行つた者一人について千四百六十四円(本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請を行つた者については、四百十四円)とする。

第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人「とあるのは「選挙人」と、同条第九項中「公職選挙法第四十九条」とあるのは「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条」と、「不在者投票若しくは同法第四十九条の二第二項若しくは第三項の規定による在外投票」とあるのは「不在者投票」と、「同法第四十九条第二項」とあるのは「同条第二項」と、第十七条第一項中「及び第十三条の三から第十五まで」とあるのは「第十四条及び第十五条」と、第十九条第一項中「この法律(第十三第八項を除く。)」とあるのは「この法律」とし、第三条第十九号、第十三条の三及び第二十条第二項の規定は、適用しない。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条 住民基本台帳法の一部改正

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の二条を加える。

第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前日現在において在外選挙人名簿に登録された者

(戸籍の附票の記載事項の特例等)  
第十七条の一 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者

については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十一

の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、連帯なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、連帯なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

#### 理由

国際社会において我が国の果たすべき役割の増大に伴い、国外に多数の国民が居住している現状にかんがみ、これらの者について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設するとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百四十四回国会開法第九二号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、国際社会において我が国の果たすべき役割の増大に伴い、国外に多数の国民が居住している現状にかんがみ、これらの者について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設しよう

とするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 在外選挙人名簿

(1) 在外選挙人名簿の調製等

(2) 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とするものとすること。

(3) 在外選挙人名簿は申請に基づき行うものとすること。

(4) 在外選挙人名簿の登録

市町村の選挙管理委員会は、四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、連帯なく登録をするとともに、在外選挙人証を交付しなければならないものとすること。

(5) 在外選挙人名簿に係る綱領等

市町村の選挙管理委員会は、四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、連帯なく登録をするとともに、在外選挙人証を交付しなければならないものとすること。

(6) 在外選挙人名簿の登録

市町村の選挙管理委員会は、四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、連帯なく登録をするとともに、在外選挙人証を交付しなければならないものとすること。

(7) 在外選挙人名簿の登録

市町村の選挙管理委員会は、四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、連帯なく登録をするとともに、在外選挙人証を交付しなければならないものとすること。

(8) 在外選挙人名簿の登録

市町村の選挙管理委員会は、四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、連帯なく登録をするとともに、在外選挙人証を交付しなければならないものとすること。

(9) 在外選挙人名簿の登録

市町村の選挙管理委員会は、四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、連帯なく登録をするとともに、在外選挙人証を交付しなければならないものとすること。

(10) 在外選挙人名簿の登録

市町村の選挙管理委員会は、四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、連帯なく登録をするとともに、在外選挙人証を交付しなければならないものとすること。

(11) 在外選挙人名簿の登録

市町村の選挙管理委員会は、四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、連帯なく登録をするとともに、在外選挙人証を交付しなければならないものとすること。

者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合又は政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて同日以後、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、申請時の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に対し、領事官を経由して在外選挙人名簿の登録の申請をすることができるものとする。

市町村の住民基本台帳にも記録されたことないものである場合には、申請時の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に対し、領事官を経由して在外選挙人名簿の登録の申請をすることができるものとする。

- (一) 「(一)の選挙人で、(二)により投票をすることが著しく困難であるものとして政令で定めるものの投票については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができるものとすること。
- (二) 「(一)の選挙人の投票については、一定の期間、市町村の選管委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において行わせることができるものとすること。
- (三) その他

## (一) 国外犯

買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用するものとすること。

- (一) 在外投票を行わせることができない場合の取扱い等
- (二) 「(一)による在外投票を所定の期間内に行わせることができないときは、更に投票を行わせることはしないものとするほか、在外投票等の時間、在外選挙人名簿の調製に要する経費等に対する財政措置等について、所要の規定の整備を行うものとする」と。

## (二) 対象とする選挙

当分の間、(二)の在外投票は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に限り、行うものとすること。

## 4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、(二)の在外投票については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、国外に多数の国民が居住している現状にかんがみ、これらの者について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設しようとするもので、妥当なものと認めるが、在外選挙人名簿の被登録資格について、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限るとの規定を削る等の修正をする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年四月二日

(公職選挙法改正に関する調査特別委員長) 葉梨 信行  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(小字及び一は修正)

第第三十一条（選挙人名簿の再調製）
第四章の二（在外選挙人名簿（第三十条の一）—第三十一条の二（在外選挙人名簿）記載事項）
第三十条の三（在外選挙人名簿の様式等）
第三十条の四（在外選挙人名簿の被登録資格）
第三十条の五（在外選挙人名簿に係る総額）
第三十条の六（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）
第三十条の七（在外選挙人名簿の登録に関する申出）
第三十条の八（在外選挙人名簿の表示及び訂正）
第三十条の九（在外選挙人名簿の抹消）
第三十条の十（在外選挙人名簿の修正等に關する文書の提出）
第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）
第三十条の十二（在外選挙人名簿の登録に関する申出）
第三十条の十三（在外選挙人名簿の表示及び訂正）
第三十条の十四（在外選挙人名簿の抹消）
第三十条の十五（在外選挙人名簿の修正等に關する文書の提出）
第三十条の十六（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）
第三十条の十七（在外選挙人名簿の登録に関する申出）
第三十条の十八（在外選挙人名簿の表示及び訂正）
第三十条の十九（在外選挙人名簿の抹消）
第三十条の二十（在外選挙人名簿の修正等に關する文書の提出）
第三十条の二十一（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）
第三十条の二十二（在外選挙人名簿の登録に関する申出）
第三十条の二十三（在外選挙人名簿の表示及び訂正）
第三十条の二十四（在外選挙人名簿の抹消）
第三十条の二十五（在外選挙人名簿の修正等に關する文書の提出）
第三十条の二十六（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）
第三十条の二十七（在外選挙人名簿の登録に関する申出）
第三十条の二十八（在外選挙人名簿の表示及び訂正）
第三十条の二十九（在外選挙人名簿の抹消）
第三十条の三十（在外選挙人名簿の修正等に關する文書の提出）
第三十条の三十一（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）
第三十条の三十二（在外選挙人名簿の登録に関する申出）
第三十条の三十三（在外選挙人名簿の表示及び訂正）
第三十条の三十四（在外選挙人名簿の抹消）
第三十条の三十五（在外選挙人名簿の修正等に關する文書の提出）

第十一條第三項中「住所を有するもの」の下に「又は他の市町村において第三十条の六在外選舉人名簿の登録の規定による在外選舉人名簿の登録がされているもの」を加える。

第四章の次に次の二章を加える。

(在外選舉人名簿)

第三十条の二 在外選舉人名簿

人名簿のほか、在外選舉人名簿の調製及び保管を行つ。

2 在外選舉人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び參議院議員の選舉を通じて一の名簿とする。

3 市町村の選舉管理委員会は、第三十条の五《在外選舉人名簿の登録の申請》第一項の規定による申請に基づき、在外選舉人名簿の登録を行つものとする。

4 選舉を行う場合において必要があるときは、在外選舉人名簿の抄本を用いることができる。

(記載事項)  
第三十条の三 在外選舉人名簿は、カード式名簿とする。

2 在外選舉人名簿には、選舉人の氏名、最終住所(選舉人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。)又は申請の時(選舉人が第三十条の五在外選舉人名簿の登録の申請)第一項の規定による申請書を同

ればならない。

3 2 市町村の選舉管理委員会は、市町村の区域を分けて數投票区を設けた場合には、政令で定めることにより、在外選舉人名簿を編製する一

以上の投票区を指定しなければならない。

4 3 前二項に規定するもののほか、在外選舉人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(在外選舉人名簿の被登録資格)

第三十条の四 在外選舉人名簿の登録は、在外選舉人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民(第十一條選舉権及び被選舉権を有しない者)第一項若しくは三百五十二条選舉犯による処刑者に対する選舉権及び被選舉権の停止)又は政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選舉権及び被選舉権の停止)の規定により選舉権を有しない者を除く。)で、在外選舉人名簿の登録の申請に關しそ者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行つ大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域(在外選舉人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として外務省令・自治省令で定める区域をいう。)内に引き続き三箇月以上住所を有する者と認められる者は、政令で定める意思を有するもの(将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。)について行つ。

(在外選舉人名簿の登録の申請)

第三十条の五 前条の規定により在外選舉人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定める。同条第一項及び第三項において同じ。)に於ける本籍、性別及び生年月日等を記載しなけ

が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時にり同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者が、在外選舉人名簿の登録の中請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めることにより、在外選舉人名簿の登録の申請に関しろにより、在外選舉人名簿の登録の申請に関する領事官を経由して、同項の規定による申請をした者が、在外選舉人名簿に登録されている者であるとの証明書(以下「在外選舉人証」という。)を交付しなければならない。

(在外選舉人名簿に係る縦覽)

第三十条の七 市町村の選舉管理委員会は、毎年四回及び參議院議員又は參議院議員の選舉が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選舉管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選

舉人名簿に登録した者の氏名、經由領事官(当該在外選舉人名簿に登録した者に係る第三十条の五)在外選舉人名簿の登録の申請)第一項の規定による申請書を同条第二項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。)

の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選舉人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選舉管理委員会)に送付しなければならない。

(在外選舉人名簿の登録)

第三十条の六 市町村の選舉管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選舉人名簿に登録される資格を有する者である場合には、選舉の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

2 市町村の選舉管理委員会は、衆議院議員又は參議院議員の選舉の期日の公示又は告示の日から選舉の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

(在外選舉人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十条の八 第二十四條(異議の申出)第一項及び第二項の規定は、在外選舉人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第十五条(審査請求書の記載)

事項)第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一項(補正)、第二十五項(審理の方式)、第二十六項(証拠書類等の提出)、第三十一項(職員による審理手続)、第三十六条(手続の併合又は分離)、第三十九項(審査請求の取下げ)並びに第四十四条(証拠書類等の返還)の規定は、前項において準用する第(十四)条第一項の異議の申出について準用する。

3 第一百四十四条(争訟の提起と処分の執行)の規定は、第一項において準用する第二十四項第一項の異議の申出について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する訴訟)

第三十条の九 第二十五条(訴訟)第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十条の八(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)第一項において準用する前条第一項」と、「七日」とあるのは「七日(政令で定める場合は、郵送に要した日数を除く。)」と読み替えるものとする。

2 第二百一十三条(争訟の処理)第二百四十四条(争訟の提起と処分の執行)及び第二百十九条(選舉関係訴訟に対する訴訟法規の適用)第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第二項の規定に準用する。この場合において、第一百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力に関する訴訟)若しくは第二百八条(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者であった者

の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(総括主審者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟)の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力を争う立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求との選挙における当選の効力を争う請求に準用する。若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と「こと」とあるのは、「一の総覽に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿からの抹消に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権を停止)若しくは政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しなかつたことを知つたとき。

四 将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)  
第三十条の十一 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの(以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という。)について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他の市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十二 市町村の選挙管理委員会は、当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。  
2 第二十九条(通報及び閲覧等)の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これららの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号又は三号まで掲げる場合に該当するときはから第四号まで掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。  
一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたこと(死亡したことを知つたとき)。  
二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至つたとき。  
三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

第三十条の十三 領事官は、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。  
(在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十四 第三十条(選挙人名簿の再調製)の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)  
第三十条の十五 第三十条の四(在外選挙人名簿の被登録資格)から前条までに規定するもののほか、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に關し必要な事項は、政令で定める。  
第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「至る」に改め、同条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

## 外 報 号

第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、「次条」を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

### (在外投票)

第四十九条の一 在外選挙人名簿に登録される選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものを除く)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものは、政令で定めるところにより、第四十四条(投票所においての投票)、第四十六条(投票の記載事項及び投函)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び前条の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日から選挙の期日前五日投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日までの間(あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く)に、自ら在外公館の長(自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く)の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して投票をしなければならない。この場合においては、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)第一項及び次条の規定は、適用しない。

### 前項の選挙人で在外公館の長の管理する投票

を記載する場所において投票をすることが著しく困難であるものとして政令で定めるものの投票については、政令で定めるところにより、同

### (在外投票の場合の罰則の適用)

三百五十五条の二 第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第二項及び第三項に規定する方法により行わせることができる。

### 第一項の選挙人の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を、「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六条中「及び選挙人名簿又はその抄本」を「、選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十九条第一項及び第一百九十五条中「選挙運動」の下に「(専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。)」を加える。

第二百三十六条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第二百四十七条中「超えて選挙運動」の下に「(専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に關してする選挙運動で、国外においてするものを除く。)」を加える。

第十六章中第二百五十五条の次に次の二条を加

く困難であるものとして政令で定めるものの投票については、政令で定めるところにより、同

三百五十五条の二 第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務、第四十九条の二(在外投票)第一項に規定する在外投票に係る事務その他のこの法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長に属させられた事務に従事する在外公館の長及び職員並びに第三十条の五第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務に従事する者は、第三百三十六条(特定公務員の選挙運動の禁止)第一号、第二百一十二条(買収及び利害誘導罪)第一項、第二百一十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)第二項、第二百一十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百一十七条(投票の秘密侵害罪)及び第二百三十七条(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第四項に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この章の規定を適用する。

第四十九条の二(第三項の規定による投票については、その投票を管理すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者(第二百一十九条に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出公報等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出公報等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

第二百三十六条第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長は投票管理者(第二百一十九条(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、衆議院名簿届出公報等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出公報等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

### (国外犯)

第二百五十五条の二 第一百二十二条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人買収及び

た者は第四十八条(代理投票)第一項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

三百五十五条の二 第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務、第四十九条の二(在外投票)第一項に規定する在外投票に係る事務その他のこの法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長に属させられた事務に従事する在外公館の長及び職員並びに第三十条の五第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務に従事する者は、第三百三十六条(特定公務員の選挙運動の禁止)第一号、第二百一十二条(買収及び利害誘導罪)第一項、第二百一十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)第二項、第二百一十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百一十七条(投票の秘密侵害罪)及び第二百三十七条(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第四項に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この章の規定を適用する。

第四十九条の二(第三項の規定による投票については、その投票を管理すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者(第二百一十九条に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出公報等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出公報等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

第二百三十六条第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長は投票管理者(第二百一十九条(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、衆議院名簿届出公報等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出公報等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

多數人利害誘導罪》、第一百一十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百一十三条の一(新聞紙、雑誌の不法利用罪)、第一百一十四条の一(おとり罪)、第一百二十四条の二(候補者の選定に関する罪)、第一項及び第二項、第一百一十五条(選挙の自由妨害罪)、第一百一十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第一百一十七条(投票の秘密侵害罪)、第一百一十八条(投票干渉罪)第一項、第二百一十九条(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)、第一百二十条(衆衆の選挙妨害罪)、第一百三十一条(凶器携帯罪)第一項、第二百三十二条(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪)、第一百三十四条(選挙犯罪の煽動罪)、第一百三十五条(虚偽事項の公表罪)、第二百三十五条の五(氏名等の虚偽表示罪)、第一百三十五条の六(あいさつを目的とする有料広告の制限違反)第一項、第二百三十七条(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)、第二百三十七条の二(代理投票における記載義務違反)、第二百三十八条(立会人の義務を怠る罪)、第二百三十九条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項(第二百三十九条の二(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止))の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る)、第二百三十九条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)第一項、第二百四十二条(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)(第二百三十六条(特定公務員の選挙運動の禁止))の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る)、第二百四十六条(選挙運動に関する収入及び支出の一百四十六条(選挙運動に関する収入及び支出の

規制違反)第三号及び第五号並びに第二百五十九条(懲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の处罚)第一項(重大な過失により、第二百四十六条(第三号及び第五号に限る)の罪を犯した者に係る部分に限る)の罪は、刑法第三条の例に従う。

同各第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「する行為の下」、「及び第四十九条の二【在外投票】第三項の規定による投票に関する市町村の選管委員会の委員長に対する行為を加え、  
市町村の選管委員会の委員長に対する行為」を加える。  
第二百七十二条の四の次に次の二条を加える。  
（在外投票を行わせる）ことができない場合の取扱い

官をいう」と、「最終住所及び生年月日(当該在外選舉人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名稱及び生年月日)」とあるのは「及び生年月日」とする。

7 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一條第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第十一條第三項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。)第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十条の第一項及び第三項中「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時ににおけるその市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第三十条の十一第一項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」とあるのは「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時ににおけるその市町村に本籍を有する者で」と、前項の規定により読み替えて適用される第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時ににおけるその市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とあるのは「及び生年月日」とあるのは「及び生年月日」とする。

である市又は町」とする。

当分の間、この法律の適用については、第三十一条の三第三項中「以上の投票区」とあるのは

「投票区」と、第三十条の六第一項、第三十条の七第一項、第四十九条の二第一項及び附則第六項の規定により読み替えて適用される第三十条

の七第一項中「衆議院議員又は参議院議員の選挙」とあるのは「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙」と、第四十一条第一項中「登録されていない者」とあるのは

「登録されていない者(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙について)」とあるのは「選挙人名簿に登録されていない者」とする。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、以下の改正規定(第四十一条(選挙人名簿の登録と投票)を第四十二条(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)に、「第四十九条(不在者投票)」を

百三十九条の二(不在者投票)に、「第二百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)」を「第一百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)」に、「第二百七十一条の二(不在者投票の時間)」を「第二百七十一条の二(不在者投票の時間)」に、「第二百七十一条の四(再立候補の場合の特例)」を「第二百七十一条の五(再立候補の場合の特例)」に改める部分に限る。)並びに附則第七条中「漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条の改正規定(並びに第二百五十二条の三)を、「第二百五十五条の三」に改める部分及び「第二百五十七条」に改める部分を除く。)並びに新法附則第三項及び

第六項から第八項までの規定を除く。)及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(うちいずれか早い日(以下「公示日」という))以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、公示の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第十一条第三項、第四章の二、第十六章(第二百四十七条及び第二百五十五条の二第二項から第四項までの規定並びに第二百五十五条の三の規定中第二百五十六条、第二百九十四条第一項、第二百九十五条及び第二百四十七条の改正規定、第二百五十六条中第二百五十五条の次に二条を加える改正規定(第二百五十五条の二第二項から第四項までの規定(第二百五十五条の二第二項から第四項までに係る部分に限る。)、第二百六十九条の次に二条を加える改正規定(第二百六十九条の二第二項の規定による投票に係る部分に限る。)、第二百七十七条の二及び第二百三十八条に係る部分を除く。)に係る部分に

改める部分に限る。)、第四章の次に一章を加える改正規定(第三十条の六第二項に係る部分に限る。)、第四十二条及び第四十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第五十五条、第五十六条、第二百九十四条第一項、第二百九十五条及び第二百四十七条の改正規定、第二百五十六条中第二百五十五条の次に二条を加える改正規定(第二百五十五条の二第二項から第四項までに係る部分に限る。)、第二百六十九条の次に二条を加える改正規定(第二百六十九条の二第二項の規定による投票に係る部分に限る。)、第二百七十七条の二及び第二百三十八条に係る部分を除く。)に係る部分に

改める部分に限る。)、第二百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)を「第一百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)」に、「第二百七十一条の二(不在者投票の時間)」を「第二百七十一条の二(不在者投票の時間)」に、「第二百七十一条の四(再立候補の場合の特例)」を「第二百七十一条の五(再立候補の場合の特例)」に改める部分に限る。)並びに附則第七条中「漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条の改正規定(並びに第二百五十二条の三)を、「第二百五十五条の三」に改める部分及び「第二百五十七条」に改める部分を除く。)並びに新法附則第三項及び

第六項から第八項までの規定を除く。)及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(うちいずれか早い日(以下「公示日」という))以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、公示の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第十一条第三項、第四章の二、第十六章(第二百四十七条及び第二百五十五条の二第二項から第四項までの規定並びに第二百五十五条の三の規定中第二百五十六条、第二百九十四条第一項、第二百九十五条及び第二百四十七条の改正規定、第二百五十六条中第二百五十五条の次に二条を加える改正規定(第二百六十九条の二第二項の規定による投票に係る部分に限る。)、第二百七十七条の二及び第二百三十八条に係る部分に限る。)を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(在外選挙人名簿に係る経費に関する経過措置)第三条 この法律の施行の日から附則第一条规定する規定の施行の日までの間ににおける投票

る新法第三十条の七第一項及び新法附則第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用については、これらの規定中「毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際」とあるのは、「毎年四回」とする。(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四第四号〔中「選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人名簿」を加える。〕  
(政治資金規正法の一部改正)

第六条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の二条を加える。

第三十九条 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する

第五十条 第八十五条第一項の規定による選挙人名簿に登録されている選挙人の数とあるのは「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用する。

附則に次の二項を加える。

3 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第十三条の三の規定の適用については、同条中「本籍地の市区町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者である者で」とする。

(漁業法の一部改正)  
第七条 漁業法の一部を次のように改正する。

改める。  
第十三條の二の次に次の二条を加える。

4 衆議院小選挙区選出議員の選挙(衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる場合)及び同法第四十九条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に行われる場合を除く。)については、当分の間、第十三条第八項中「選挙人名簿又は在外選挙人名簿」とあるのは「選挙人名簿」と、「公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四号)第二十二条第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日(うち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数)と、同条第九項中「公職選挙法等四十九条」とあるのは「公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四号)第四十九条」と、「不在者投票若しくは同法第四十九条の二第二項若しくは第三項の規定による在外投票」とあるのは「不在者投票」と、「同法第四十九条第二項」とあるのは「同条第二項」と、第十七条第一項中「及び第十三條の三から第十五條まで」とあるのは「第十四条及び第十五条」と、第二十条第一項中「この法律(第十三條第八項を除く。)」とあるのは「この法律」とし、第三条第十九号、第十二条の三及び第二十条第二項の規定は、適用しない。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九条 農業委員会等に関する法律の一部を次の二条に、第十九条の二を加え、「並びに第二百五十二条の二」を、「第二百五十二条の三」を、「第二百五十五条の二」を、「第二百七十二条の二」を「第二百七十二条第一項」とする。

一項本文に○改める。  
「不在者投票の時間」を「不在者投票等の時間」に

## (住民基本台帳法の一部改正)

## 第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八

十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の二条を加える。

## (戸籍の附票の記載事項の特例等)

第十七条の二、戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者

について、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

## 2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第

三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

## 〔別紙〕

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たり、政府は、次の事項について善処すべきである。

## 1 衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙

区選出議員選挙については、本法による在外選挙の実施状況を踏まえ、可及的速やかに在外選挙の対象とする措置を講ずるものとすること。

2 本法の定めるところにより政令を制定するに当たっては、在外公館の所在地から遠隔である地域に居住する選挙人も郵便投票により選挙権の行使をすることができるよう、所要の措置を

講ずること。

三 在外選挙人名簿への登録の手続、在外投票の方法等在外選挙制度の仕組みについて、在外選

挙人その他の関係者に周知させるよう、適切な措置を講ずること。また、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙等に際しては、当該選挙が行われる旨の周知を図るとともに、候補者届出

政党等及び候補者に関する情報の提供に努めるものとすること。

四 在外選挙制度については、本法による選挙の実施状況を勘案しながら、選挙の公正の確保に十分留意しつつ、在外選挙人にとって利用しやすい制度となるよう、不斷の見直しを行うこと。

国会に提出する。

平成十年一月十一日  
内閣総理大臣 橋本龍太郎

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

〔目的〕

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

第一條 この法律は、大学、高等専門学校、大学間事業者への移転の促進に関する法律

公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十四回国会、  
同議院会議録第二十六号)及び同報告書

り、もって我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び学術の進展に寄与することを目的とする。

第一条 この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における技術に関する研究成果(以下「特定研究成果」という。)について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち国外以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うこととが適かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、当該大学における研究の進展に資するものをいう。

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並び

に資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

五 協業組合

七 政令で定めるもの

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

〔実施指針〕

第三条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定研究成果の民間事業者への効率的な移転を促進するため、特定大学技術移転事業の実施に関する指針(以下「実施指針」という。)を定めなければならない。

二 実施指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定大学技術移転事業の推進に関する基本的方針

二 実施指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定大学技術移転事業を実施する者の要件

二 特定大学技術移転事業を実施する者の要件

三 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法

に關する事項

**四 大学における学術研究の特性その他特定大学技術移転事業の実施に際し配慮すべき事項**

文部大臣及び通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

文部大臣及び通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の承認)

第四条 特定大学技術移転事業を実施しようとする者(特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを文部大臣及び通商産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定大学技術移転事業を実施する者に関する事項

二 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法

三 特定大学技術移転事業の実施時期

四 特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請があった場合において、その実施計画が実施指針に照らして適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、その承認をするものとする。

4 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公表するものとする。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の承認を受けた者(その者の

設立に係る同項の法人を含む。)は、当該承認に係る実施計画を変更しようとするときは、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた実施計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以

下「承認計画」という。)に係る特定大学技術移転事業を実施する者(以下「承認事業者」という。)が当該承認計画に従つて特定大学技術移転事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第二項の規定は第一項の承認に、同条第四項の規定は前項の規定による承認の取消しに準用する。

(産業基盤整備基金の行う技術移転促進業務)

第六条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第六条の五第一項中(第六条第三号及び第四号に掲げる業務)とあるのは「第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第六条第一号及び第三号に掲げる業務」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係る事項に関して、文部大臣に協議しなければならない。

一 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付を行ふこと。

**三 特定研究成果の民間事業者への移転に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。**

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。  
(特定施設整備法等の特例)

第七条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(以下「大学等技術移転促進法」という。)第六条第一号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び大学等技術移転促進法第六条」とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条の五第一項中(第六条第三号及び第四号に掲げる業務)とあるのは「第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第六条第一号及び第三号に掲げる業務」とする。

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第一号の規定による新株、転換社債又は新株引受け権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受け権付社債の保有。

3 前項第一号の規定による新株、転換社債又は新株引受け権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第一号の事業とみなす。

(学術の応用に関する研究についての配慮)

第九条 文部大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転の促進に資するため、大学における学術の応用に関する研究の進展が図られるよう必要な配慮をするものとする。

一 承認事業者が承認計画に従つて行う特定大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、研究

一 承認事業者が承認計画に従つて行う特定大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転に係る連携協力の円滑化等) 第十条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定研究

究開発に関し、大学と民間事業者との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。この場合において、大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、民間事業者が特定研究成果を活用するため必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を効果的に推進するよう努めなければならない。

(関連施策の推進)

第十一条 通商産業大臣は、特定研究成果の活用において中小企業者が果たす重要な役割にかんがみ、研究開発、特定研究成果の活用に関する情報の提供その他関連施策を効果的に推進するよう努めるものとする。

(特許料の特例等)

## 第十二条 国立大学・学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置する

もの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。(以下この条において同じ。)における技術に関する研究成果

について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利により、当該研究成果の活用に関する実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、文部大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。

三 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。

4 特許法(昭和三十四年法律第百「十一号」)第七条第一項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。

一 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十一条第一項の認定事業者と、「國以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(國を除く。)」とする。

二 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

5 前項に規定する特許権が認定事業者と認定事業者以外の者(國を除く。)との共有に係る場合に準用する。

6 特許法第百九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第四項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項又は第二項の規定により手数料(政令で定めるものに限る。)を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

7 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者(國を除く。)との共有に係る場合における特許法第百九十五条第五項の規定の適用については、同項中「國」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十一条第一項の認定事業者と、「國以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(國を除く。)」とする。

8 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第二十号)第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料(政令で定めるものに限る。)を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

9 第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者(國を除く。)との共有に係る場合に準用する。

10 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権であつて当該認定事業者が属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法(昭和三十四年法律第百「十一号」)第七条第二項」とあるのは「実用新案法(昭和三十四年法律第百「十三号」)第三十二条第二項」と、第五項中「特許法第百七条第三項」とあるのは「実用新案法第三十二条第三項」と、第六項中「特許法第百九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第七項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と読み替えるものとする。

第十三条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの(以下「特定試験研究機関」という。)における技術に関する研究成果に係る特許権

成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける

権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他

の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が前条第一項各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に、同条第四項から第九項までの規定は前項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利、同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する特許を受けた者が國から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権及び同項の認定を受けた者が國から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許権であって当該認定を受けた者に属するものに準用する。

3 前条第十項において準用する同条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定を受けた者が國から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、同項の認定を受けた者が國から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利

に基づいて取得した実用新案権及び同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であって当該認定を受けた者に属するものに準用する。

#### (報告の徴収)

第十四条 文部大臣及び通商産業大臣は、承認事業者に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 文部大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3 特定試験研究機関を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

(罰則) 第十五条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。  
第五条 第四十六号の次に次の二号を加える。  
四十六の二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第一号)の施行に関すること。

#### (通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十七号の三の次に次の二号を加える。

二十七の四 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第一号)の施行に関すること。

- 1 特定大学技術移転事業に対する政策的支援  
特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた者に対し、産業基盤整備基金からの助成金の交付、債務保証等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。
- 2 中小企業者への支援  
特定大学技術移転事業を通じて大学における技

#### (基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の目的及び要旨  
本案は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転が、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学等における研究活動の活性化にとって重要であることにかんがみ、特定大学技術移転事業に対する産業基盤整備基金による債務保証及び助成金の交付、中小企業者に対する中小企業投資育成株式会社法の特例、認定事業者に対する特許料の特例等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

術に関する研究成果の移転を受け、その成果を活用する中小企業者に対し、中小企業投資育成株式会社による出資の特例措置を講ずる。

## 3 特許料等の特例等

## 国立大学及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果について、国から特許権

等の譲渡を受けて民間事業者への移転を行う事業者に対して、国から譲渡を受けた特許権等に係る特許料等の納付義務を免除する。

## 4 施行期日等

## H この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、特許料の特例に関する規定については、平成十一年四月一日から施行する。

## D 所要の経過措置等について定める。

## 二 請案の可決理由

大学等における技術に関する研究成果を民間事業者へ移転し、その有効活用を図ることは、

新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上にとって極めて重要であるとともに、大学等においても、技術移転等を通じて研究活動の活性化が図られるものと考えられることから、本案は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

平成十一年度一般会計予算中、通商産業省所管の産業連携推進費補助金として五千三百六十一

万六千円が計上されている。  
右報告する。

平成十一年四月二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

商工委員長 斎藤斗志二

[別紙]

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、特定研究成果の民間事業者への移転の効果的な促進を図るために、国立大学等の研究者が本法の対象となる技術移転機関の役員等の職を兼ねることを可能とする措置について早急に結論を得るとともに、国立大学等の研究者が自らの研究成果に係る事業化を図ろうとする民間企業の事業活動に対し、主体的に参画することが可能となるような制度の構築に向けた積極的に検討を進めること。

5 第二項に規定する書類に記載されている事項を出願番号により特定して電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により交換することができる通商産業省令で定める国においてした出願に基づき第一項の規定による優先権の主張をした者が、第一項に規定する期間内に当該出願の番号を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定については、第二項に規定する

6 特許庁長官は、個人の名前又は生活の平穏を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

第六十六条に次の二項を加える。

6 特許庁長官は、個人の名前又は生活の平穏を害するおそれがある書類又は物件であり、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

特許法等の一部を改正する法律  
右  
国会に提出する。

平成十一年一月十二日  
内閣総理大臣 橋本龍太郎

特許法等の一部を改正する法律  
(特許法の一部改正)  
第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中第二号を削り、第三号を第一号とする。

第三十九条第五項中「又は実用新案登録出願する場合を含む。」の規定の適用については、第二項に規定する

第三十九条第五項中「又は実用新案登録出願する場合を含む。」の規定の適用については、第二項に規定する

第三十九条第五項中「又は実用新案登録出願する場合を含む。」の規定の適用については、第二項に規定する

が取り下げられ、又は却下されたとき」を「若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したとき」に改め、同項に次の二項を加える。

第七十六条第五項中「第四十四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。  
第七十六条第五項中「通常」を削る。  
第七十六条第五項に次の二項を加える。  
3 第二項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十三条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から二月のいずれか遅い日まで」とする。



4 第一項又は第二項の規定による出願の変更をする場合における次条第一項において準用する特許法第四十三条第一項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十三条第一項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

第二十九条第一項中「第六項」を「第七項」に改める。

第三十一条第一項中「第十五条第一項」を「第十五项」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、実用新案権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第三十七条第一項第二号中「第六項」を「第七項」に改める。

第二十九条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、实用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、实用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とす

ることができる。ただし、譲渡数量の全部又

は一部に相当する数量を実用新案権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第二十九条の三第一項ただし書中「第八項」を「第七項」に改める。

第三十二条第一項中「第十五条第一項」を「第十五项」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、実用新案権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定

めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第五十六条第一項を削る。

第六十一条中「第五十六条第一項、第五十七条又は第五十八条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し」を「対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条 一億円以下の罰金刑  
二 第五十七条又は第五十八条 各本条の罰

金刑

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第百一十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品」の下に「(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)」を加え、「起させる」を「起させる」に改める。

第三条第一項中「において広く知られた」を「又は外国において公然知られた」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、國と國以外の者

が自らの実用新案権又は実用新案登録を受けた権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国外の者がその額を納付しなければならない。

第二十九条第一項及び第二項中「前条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改める。

第五条に次の二号を加える。

三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「基づいて」を「基づいて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附する」を「付する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「現わす」を「現す」に改め、同項を同条第七項とする。

二 第五十七条又は第五十八条 各本条の罰

(組物の意匠)

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第九条第三項中「取り下げられ、又は却下されたとき」を「放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき」に改め、同項に次の二号を加える。

二号の規定に該当することにより拒絶をすべき

は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現される。

意匠の一部と同一又は類似であるときは、それらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国外の者がその額を納付しなければならない。

第四条第一項及び第二項中「前条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改める。

第五条に次の二号を加える。

三 物品の機能を確保するために不可欠な形

旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第九条の二中「及び第三項」を削る。

第十条を次のように改める。

(関連意匠)

第十一条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠

(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、本意匠の意匠登録出願の日(第十五条において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第四十三条第一項又は第四十二条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にハーベーで、千九百三十四年六月一日にロンドンで、千九百五十八年十月三十日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)とその関連意匠の意匠登録を受けることができる。

2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

3 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録

出願があつたときは、「これらの関連意匠については、第九条第二項の規定は、適用しない。

第十条の二第二項ただし書中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削る。

第十二条の前の見出しを削る。

第十三条及び第十二条を次のように改める。

第十二条及び第十二条 削除

第十三条に見出しとして「(出願の変更)」を付し、同条第四項中「及び第十一条第一項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

第十五条第一項中「第四十三条」を「第四十三条规定第一項から第四項まで」に改める。

第十七条第一号中「第三条」の下に「、第三条の二」を加え、「第八条第二項」を「第八条」に改め、「第十条第一項」の下に「、第三条を加え、同条第二号中「みたしていな」を満たしていない」に改める。

第二十条第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の査定が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対しても設定する場合に限り、設定することができる。

第二十一条第三項第四号中「添附した」を「添付した」に改め、同項に次の二項を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

この場合において、同条第二項中「第七十九条」とあるのは、「意匠法第二十九条若しくは第二十九条の二」と読み替えるものとする。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠権を除く。」を加え、同条に次の二項を加えて終了する。

第二十二条を次のように改める。

第二十九条の一 意匠登録出願に係る意匠を知らぬで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内において該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条第一項に次の二項を加える。

2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の査定が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第三十九条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項に

において「譲渡数量」という。)に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第四十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第一項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十三条第一項中「又は同条第二項の登録料」を削る。

第四十八条第一項第一号中「第三条」の下に「第三条の一」を加え、「第八条第二項」を削り、「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

第四十九条第一項中「類似意匠の意匠登録を除く。以下この項において同じ。」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第六十三条第一号中「又は願書」を「願書」に改め、「見本」の下に「又は意匠登録出願の審査に係る書類」を加え、同条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は

参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第一条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記載された旨の申出があつたもの

五 個人の名前又は生活の平穡を害するおそれがあるもの

第六十三条に次の二項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号から第五号までに掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第六十六条第二項第二号中「確定審決」の下に「意匠権の設定の登録がされたものに限る。」を加え、同項第四号中「確定判決」の下に「(意匠権の設定の登録がされたものに限る。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののほか、第九条第一項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間(秘密にすることを請求した意匠登録出願が二年以上ある場合には、そのうち最も長い期間)の経過後通常なく掲載するものとする。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

四 前二号に掲げるもののほか、必要な事項第六十七条第一項第五号から第八号までの規定中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改める。

五 第六十九条第二項を削る。

第七十四条中「第六十九条第一項、第七十条又は第七十一条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に對し、」を「に対しても當該各号で定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第六十九条 一億円以下の罰金刑

二 第七十条又は第七十一条 各本条の罰金刑

刑

別表第一号中「類似意匠にあつては、八千円」を削り、同表第一号中「(類似意匠にあつては、二千六百円)」を削る。

四 第四条 意匠法の一部を次のように改正する。

一 第四十二条第一項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかるらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、

切り捨てる。

二 第六十七条中「第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と國以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、國と國以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に國以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、一切り捨てる。

(商標法の一部改正)

第五条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「特許法第四十三条」を「特許法第四十三条规定第一項から第四項まで」に改める。

四 第四十二条第一項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかるらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、

りでない。

第十八条に次の二項を加える。

5 特許庁長官は、個人の名譽又は生活の平穏を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを収集に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第二十条の見出し中「更新登録」の下に「の申請」を加える。

第二十一条第一項中「第五十五条の二第二項（第六十条の二第一項）を第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項）に改める。

第二十八条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第一項とし、同項の前に次の二項を加える。

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自らの商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができる商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。ただ

し、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売すること

ができないとする事情があるときは、当該事例に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第四十条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国外以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国外以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第四十一条の二第五項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改める。

第六十八条に次の二項を加える。

4 第二十条第四項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第二十一条第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる」とができる期間の経過後第二十一条第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

第五十五条の二第二項を第二項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第六十条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第六十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第六十七条の規定は、第六十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第六十八条第四項中「同項第四号中「条約」とあるのは「第六十四条の規定若しくは条約」と「同項第五号中「その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第六号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるとき」とあるのは「その商標登録が第六十四条の規定に違反する」ととなつたとき」に改める。

第六十九条の二中「審査」の下に「登録異議査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

第六十条の二中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

第四十三条の三、第四十三条の五から第四

十三条の九まで、第四十三条の十二から第四十三条の十四まで、第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十二条第二項、第一百五十五条第一項並びに第一百五十六条第二項において準用する同法第二項、第一百三十二条第二項、第一百五十四条、第一百五十五条第一項並びに第一百五十六条並びに第五十六条第二項において準用する同法第二項、第一百三十二条第二項、第一百五十四条、第一百五十五条第三項の規定は、確定した取消決

定に対する再審に準用する。

第六十三条第一項中「第五十五条の二第二項（第六十条の二第一項）を第五十五条の二第三項（第六十条の二第一項）に改める。

第六十五条の七第三項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改める。

第六十八条に次の二項を加える。

2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

第七十二条たゞし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については」を

「次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは」に改め、同条に次の各号を加える。

1 第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十

三条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者は参加人から当該当事者又は

三の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者は参加人から当該当事者又は

第七十二条の次に次の二条を加える。

（商標登録証等の交付）

第七十二条たゞし書中「特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付する。

第七十二条たゞし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については」を

「次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは」に改め、同条に次の各号を加える。

2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

第七十二条たゞし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については」を

「次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは」に改め、同条に次の各号を加える。

げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第七十六条第一項第六号中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者

第七十六条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

「第七十七条第一項中「第五条の二第一項各号」の下に「(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十三条中「第四十三条の八」の下に「第六十条の二第一項及び」を加える。

附則第十六条に次の二項を加える。

2 附則第八条の規定は、附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「実用新案法」の下に「、意匠法、商標法」を加え、同条第三項中「実用新案法」の下に「、意匠法又は商標法」を加え、「又は実用新案法」を「、実用新案法、意匠法(商標法)において準用する場合を含む。」又は「商標法」に改める。

第六条第一項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、同条第三項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、「当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項」を削る。

第七条第一項中「特定手続等のうち特許出願の審決をするときは、この限りでない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第六条第一項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、「当該手続に付すべき手続を除く。」の及び「(通商産業省令で定めるものを除く。)」の手続に改め、「であつて政令で定めるもの」及び「(通商産業省令で定めるものを除く。)」の手続を削り、「特定手続(前項の政令で定める手続)を「特定手続(前項の政令で定める手続を除く。)」に改める。

第八条第一項中「、特定手続等」を「特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの(以下「この項及び次項において「特定手続等」という。)」に、「前条第一項の政令で定める手続を除く。」に改め、「その他の政令で定める事項」を削る。

第五条第五項中「第五十五条第二項」の下に「、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項」を加える。

第六条の見出しを「電子情報処理組織による特定手続の特例」に改め、同条第一項を次のよう改める。

電子情報処理組織を使用して特定手続を行ふ者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合

において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、政令で定めるところにより、磁気ディスクに記録しておくことができる物を含む。以下同じ。の提出によりその特定手続を行うことができる。

第六条第一項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、「実用新案公報」の下に「、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第七十五条の商标公報」を加える。

第十四条第一項中「若しくは実用新案法第五十四条第一項から第三項まで」を「、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第一項若しくは商標法第六十七条第一項若しくは第二項」に改める。

第十八条第一号中「又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」を削る。

第二十一条中「若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」を削る。

第二十六条第一項中「、その特許出願」を「その特許出願」に改め、「定めるもの」の下に「及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの」を加える。

第三十六条第一項中「、その特許出願」を「その特許出願」に改め、「定めるもの」の下に「及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの」を加える。

第三十九条中「又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」とあり、「及び」を「とあるのは」は「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、「若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」とあるのは「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律若しくはこれらの法律

に基づく命令」に改める。

第四十条第五項中「第一百九十五条第六項及び第七項」を「第一百九十五条第八項及び第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利(以下この項において「権利」という。)が国と國以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、國と國以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に國以外の者の持分の割合を乘じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第四十一条第五項中「又は実用新案登録」を「実用新案登録、意匠登録、商標登録又は防護標章登録」に改め、「第二条の五第二項」の下に、「意匠法第六十八条第二項、商標法第七十七条第二項又は同法附則第二十七条第二項」を加える。

### 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特許法第百七条の改正規定(同条第一項の表の改正規定に限る。)、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二項及び附則第八条から第十二条までの規定

公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中特許法第百七条の改正規定(同条第一項の表の改正規定を除く。)及び同法第百九十五条の改正規定(同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。)、第二条中实用新案法第三十一条の改正規定及び同法第五条の改正規定(同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。)、第四条から第十七号までの改正規定を除く。)、第六条中工业所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条の改正規定並びに同法第七十六条の改正規定(同条第七号までの改正規定を除く。)、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十二条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十八号)附則第十五条第一項の改正規定並びに附則第十八条の規定

平成十一年四月一日

三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第一条第二項及び第三項、第五条第五項、第十一條、第十三条、第十四条第一項、第十八条第一号、第二十六条、第三十一条並びに第四十一条第五項の改正規定

平成十一年四月一日

成十二年一月一日  
(特許法の改正に伴う経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料については、第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

お従前の例による。

3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての登録異議の申立てで、その理由については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置

第一条 この法律の施行前に特許庁に係属している意匠登録出願(類似意匠の意匠登録出願を除く。)又は意匠登録に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前に既に納付すべき特許料又は同日前に納付した特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。)第五十六条第一項において準用する新特許法第二百三十一条第二項の規定は、この法律の施行後に請求される新商標法第四十六条第一項の審判に適用し、この法律の施行前に請求された第五条の規定による改正前の商標法第四十六条第一項の審判については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、新商標法第四十条第四項及び第五項(新商標法第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)  
第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。  
(政令への委任)

第八条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(昭和六十年旧特許法の一部改正)  
第九条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法(以下「昭和六十年旧特許法」という。)の一部を次のように改正す

する。

第百七条第一項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)  
第十二条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第二百七十一条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の特許料については、前条の規定による改正前の特許料にかかるわらず、なお従前の例による。

(昭和六十年旧特許法第二百七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による)  
第十三条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第二百七十一条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正前の特許料にかかるわらず、なお従前の例による。

(平成五年改正法の一部改正)  
第十四条 附則第三条第二項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(平成六年改正法の一部改正に伴う経過措置)  
第十五条 附則第三条第二項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(平成七年改正法の一部改正に伴う経過措置)  
第十六条 附則第三条第二項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(昭和六十二年改正法の一部改正)  
第十七条 附則第三条第二項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(昭和六十二年改正法の一部改正)  
第十八条 附則第三条第二項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二号。以下「平成十年改正法」という。)の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により読み替えて適用される新特許法第百七条第一項の規定により既に納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の特許料にかかるわらず、なお従前の例による。

さる旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により読み替えて適用される新特許法第百七条第一項の規定により既に納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の特許料にかかるわらず、なお従前の例による。

さる旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により読み替えて適用される新特許法第百七条第一項の規定により既に納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の特許料にかかるわらず、なお従前の例による。

さる旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により読み替えて適用される新特許法第百七条第一項の規定により既に納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の特許料にかかるわらず、なお従前の例による。

さる旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により読み替えて適用される新特許法第百七条第一項の規定により既に納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の特許料にかかるわらず、なお従前の例による。

第六十条	五百円	三十万円	三百万円
第五十六条第一項 及び第二項	三十万円	三百万円	三百万円
第五十六条第三項 前二項		前項	
第六十一条	五万円	五十万円	五百萬円

(第十二条) 第二項第一項の規定により既に納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の特許料にかかるわらず、なお従前の例による。

改める。

(平成八年改正法の一部改正)

第十四条 商標法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「同号」を「同項第四号又は第五号」に改め、同条第三項を削る。

附則第十五条第一項中「第二十二条第一項第一号」を「第二十二条第一項第一号」に改める。

附則第十五条第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「割増登録料」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第五条の規定による改正後の商標法第四十条第四項から第六項まで」を加える。

(弁理士法の一部改正)

第十五条 弁理士法(大正十年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第一百九十六条第一項、第二百九十七条」を「第一百九十六条乃至」に、「第五十六条第一項、第五十七条」を「第五十六条乃至」に、「第六十九条第一項、第七十条」を「第六十九条乃至」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第四十二条第一項若しくは第二項」を「第四十二条第一項」に改める。

## 号外(報)

3 利用者の利便性の向上

(一) 国と国以外の民間等の者が共有する特許権等に係る特許料等について、国の持分に相当する額を免除する措置を講ずる。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における技術開発等の成果に対する迅速かつ十分な保護の要請に対応するとともに、工業所有権制度の国際的調和を図るために、特許法等の工業所有権関係法律について、権利保護の強化、早期保護の実現、出願人と権利者の利便性の向上及び負担の軽減を図るために措置等を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 権利保護の強化等

(一) 特許法等について、侵害行為による権利者の損害が適正に補てんされるよう損害賠償額の算定方式を見直すとともに、侵害に対する抑止力を高めるため法人に係る罰金の引上げ等の措置を講ずる。

2 実用新案法、意匠法及び商標法について、特許法の改正に準ずる所要の改正を行なうほか、関係規定の整備を行う。

3 施行期日等

この法律の施行期日は、平成十一年一月一日とする。ただし、特許料の引下げ等に関する規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から、国と

国外の者との共有に係る特許権等の特許料等の取扱いに関する規定は平成十一年四月一日から、意匠法、商標法の規定による手続等への電子情報処理組織による手続等の導入に関する規定は平成十二年一月一日からそれぞれ施行する。

4 特許料の見直し

十年目以降の特許料を標準化する措置を講ずる。

5 その他

(一) 意匠法について、創造性の高いデザインの権利を広くかつ強く保護するため、登録要件としての創作容易性水準の引上げ、部分意匠の保護の導入及び関連意匠制度の創設等の措置を講ずる。

6 早期の権利保護の実現

(一) 意匠及び商標に係る手続等について、電子情報処理組織を使用できる措置を講ずる。

(二) 無効審判の審理促進を図るため、審判請求理由の補正の範囲を適性化する措置を講ずる。

二 議案の可決理由

近年における技術開発等の成果に対する迅速

官 報 (号外)

かつ十分な保護の要請に対処するとともに、工業所有権制度の国際的調和を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本法施行に要する経費

本法施行に伴う平成十年度特許特別会計予算における特許料の引下げによる減収額は、二十九億円の見込みである。

右報告する。

平成十年四月三日

商工委員長 斎藤斗志一  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

官 報 (号 外)

明治  
三十五年三月三十日

平成十年四月七日 衆議院会議録第二十六号

(め第八号の発送は都合により後日となるた  
第十六号を先に発送しました。)

発行所  
二束市  
番号一〇五  
大四号港五  
藏区八  
省虎ノ門四  
印刷局二五  
自

電話  
03  
(3587)  
4294

定価  
配本二部  
体送二二  
料二〇〇  
別冊二二